

9月13日（火）



# 令和 4 年 9 月 13 日 ( 火 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (37名)

2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)
6番	山下寿	(同)
7番	窪菌辰也	(同)
8番	佐藤雅洋	(同)
9番	安田厚生	(同)
10番	日高利夫	(同)
11番	川添博	(同)
13番	中野一則	(同)
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひまか)
15番	有岡浩一	(郷中の会)
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)
20番	徳重忠夫	(同)
21番	外山衛	(同)
22番	山下博三	(同)
23番	濱砂守	(同)
24番	西村賢	(同)
25番	右松隆央	(同)
26番	日高博之	(同)
27番	井上紀代子	(県民の声)
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30番	満行潤一	(同)
31番	太田清海	(同)
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
33番	日高陽一	(同)
34番	横田照夫	(同)
35番	野崎幸士	(同)
36番	星原透	(同)
37番	蓬原正三	(同)
38番	丸山裕次郎	(同)
39番	二見康之	(同)

## 地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総務部長	渡辺善敬
危機管理統括監	横山直樹
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野讓二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	久保昌広
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	矢野慶子
企業局長	井手義哉
病院局長	吉村久人
財政課長	高妻克明
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	山本将之
代表監査委員	緒方文彦
人事委員会事務局長	日高幹夫

## 事務局職員出席者

事務局局長	渡久山武志
事務局次長	坂元修一
議事課長	鬼川真治
政策調査課長	伊豆雅広
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	川野有里
議事課主査	内田祥太
議事課主任主事	山本聡

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合宮崎・立憲民主党の岩切達哉でございます。ありがとうございます。

足元の悪い中、県議会に関心を持っていただきまして、傍聴にお越しいただいた県民の皆さん、そしてまたネット配信を視聴いただいている皆様に感謝いたしたいと思っております。

さて、本議会に提出された宮崎県総合計画長期ビジョン案には、50年後の2070年、県人口は57万人とあります。57万人の人口の宮崎の姿はどうなのか。

就業人口は29万人ほどで、結果として、荒れた田畑、山林、活気のない繁華街、はたまた多くの労働はロボットが請け負う社会になっているのか、そんな心配や想像をしています。だからこそ、今から変えなければならぬ、取り組まなければならないことが山ほどあります。

法律によらない政治、不公正な人治政治から公正な政治への早期回復と、人権尊重を基礎とする真っ当な政治が行われる必要性をひしひしと感じているところであります。そのような思いで、通告に従い質問を行いたいと思っております。

最初に知事に伺います。

7月4日、県・宮崎市連携会議が開かれました。私は、大変よい取組と評価しております。

知事が県内各市町村の首長と信頼関係を築くことはもちろん、行政のそれぞれのセクション

の担当レベルにおいて、県と市町村は縦の関係ではなく、共に宮崎県を発展させるために、横の関係でスクラムを組んで進むべきだと考えます。宮崎市との関係においては、これまで以上に連携を取り、課題に取り組んでいただきたいと考えます。

今回開かれました県・宮崎市連携会議は、どのような経緯で開かれたのか、またその内容はいかがなものであったか。さらに、知事として開催したことをいかが受け止めているのかをお聞かせいただきたいと思います。

次に、その連携会議では、宮崎市児童相談所の設置に向けて前向きな議論があったということでもあります。私は過去にも、児童相談所設置を宮崎市に努力いただくことを期待し、県にはその後押しをしてほしいと述べてまいりました。

市長が交代したことから、設置に向けて前向きになられたと理解しておりますが、今後、市とどのように議論を進めていくのか伺います。

続けて、冒頭述べました人口問題について伺います。

今年1月1日、この国の人口は昨年同日に比べ72万人減少したと報じられました。宮崎県は9,059人減少ということで、いずれも住民基本台帳に基づく推計値なのですが、本当にすごい減少です。

72万人とは、高知県丸々の人口に匹敵し、鳥取県、島根県の人口は優に超える数であります。それが1年で減少しているのが日本の現実です。

宮崎県の将来人口について冒頭に申し上げました。一方で、当県に移住してこられる移住人口は、3年連続して増加したとの報告を聞いています。これまでの取組を踏まえて、人口減少

対策に対する知事の思いはいかがなのか、お聞かせいただきたいと思います。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、宮崎県・宮崎市の連携会議についてであります。

県と市町村の連携に関して言いますと、例えばブロックごとに首長が意見交換をする円卓トークも行っておりますし、26市町村と知事が一堂に会して行う県連携推進会議、そのような取組を行っているところでありますが、御質問の宮崎県・宮崎市連携会議は、中核市である宮崎市の政策を進めていく上で、県との一層の連携が必要という、清山市長の考えの下に提案をいただき、私としても、ぜひそれは実施したいという思いでお応えをし、7月4日に県庁で開催したものであります。

会議の内容としましては、子供のSOSへの対応と、県庁所在地である宮崎市の都市機能を生かした観光誘客、この2つの議題につきまして、私と清山市長のほか副知事、副市長及び関係部長が出席し、意見交換を行いました。

この中で、宮崎市における児童相談所の設置検討や、海外からの観光客誘致に係る取組強化など、実際にトップ同士が膝を突き合わせて議論することにより、課題や方向性を共有し、スピード感を持って連携を深めていくことができるということ、また、今後とも常に知事や市長、副知事、副市長が出席せずとも、担当者同士でよりスムーズに話が進むということについて、手応えを感じたところであります。

次に、宮崎市児童相談所の設置についてであります。

さきの会議で清山市長から、中核市である宮崎市における児童相談所の設置について、本格的な検討を始め、今年度中に設置の可否を判断するとのお話がありました。

住民に身近な市に児童相談所が設置されることで、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、虐待にも迅速に対応できるなど、市民にとって大きなメリットとなりますので、大変すばらしい取組であると受け止めたところであります。

県としましては、これまでも、宮崎市が中核市になって保健所を設置するときにも同様に支援に取り組んだところでありますが、最大の課題である専門人材の確保・育成につきまして、できる限りの支援を行うこととしており、今後、双方の担当部署が連携して、検討に必要な情報収集や先進市調査の共同実施など、必要な協議を進めてまいります。

最後に、人口減少問題についてであります。

本県では、平成23年に策定した現在の総合計画におきまして、当時としては、全国に先駆けて、将来人口の見通しと人口減少がもたらす生活や産業への影響について、県民の皆様にお示しし、その対策に真正面から取り組んでまいりました。

その結果、課題でありました高校生の県内就職率の改善をはじめ、移住世帯の増加など、社会減の抑制に一定の成果が見られ始めた一方で、出生数の減少が続くなど、人口減少に歯止めがかかっておらず、改めて強い危機感を持っております。

このような中、デジタル化の進展により、地域交通をはじめ、教育や医療、産業面における生産性の向上など様々な場面において、人口減少社会が抱える課題の解決につながる、新しい

技術の実装が進みつつあります。

私としましては、人口減少問題は、我が国全体として極めて重要な課題であり、国として、より真剣に取り組んでいく必要があるという思いの下で、本県としましては、今後も長期にわたって人口減少が進む見通しの中、これらの技術の積極的な活用も進め、人口が減っても県民の暮らしや経済を維持できる仕組みを早急に整えとともに、少子化対策等に強力に取り組むなど、この問題にしっかりと道筋をつけてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○岩切達哉議員** 人口減少そのものには歯止めがかかっていないんだという認識、御答弁がございました。

人口減少社会の結果、起こり得る問題について、デジタルさらにはロボットというものの力で克服できる課題は今後、将来あるかもしれませんが、何よりやはり人口減少を止める、このことに力点を置いて、これから我々は生きていかなければならない、そういうふうな思うところであります。

その視点で、移住のことについて商工観光労働部長に伺いたいと思います。

8月10日付の宮日新聞には、今、移住増のチャンスという記事がありました。課題として、宮崎県では賃金増、雇用安定が急務だと記載されておりました。

移住を決断される皆さんにとっては、移住先での収入をどうするか、大事なことだと思います。宮崎県での賃金増、雇用安定についての取組が必要であって、部長はこの賃金増、雇用安定について、その責任を背負っているという役割だと思います。

部長として、移住者の賃金増、雇用安定についてどう捉えて、どう取り組んでいるのか伺い

たいと思います。

**○商工観光労働部長(横山浩文君)** 人口減少が加速化する中、給与面も含めた安定した雇用の場の確保を図ることは、移住の促進はもとより、若者等の県外流出を防ぎ、本県の人材確保を図る上で大変重要であると考えております。

このため県では、「みやざき産業振興戦略」に基づき、フードビジネスなどの成長産業の振興や中核企業の育成、企業立地の推進等により、付加価値の高い産業の振興を図りますとともに、「ひなたの極」認証制度や「仕事と生活の両立応援宣言」登録制度、働き方改革に関する講演会の開催等による働きやすい職場づくりにも取り組んでおります。

今後とも、これらの取組をしっかりと進めることで、安定した雇用の場の確保に努め、移住の促進にもつなげてまいります。

**○岩切達哉議員** 都市部との賃金差で県外流出するということについては、防いでいかなきゃならない。さらには、逆に生活しやすさを前面に出して、県外からの転入、外から吸収していく、そういう宮崎になっていくために、今、部長としてそういう重責を担っていらっしゃると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、一つの例を示しますが、県北・美郷町では、高校通学バスを維持するに当たって、年間3,600万円を支出しておられると伺いました。町が負担して、地元から高校に通えるようにすることで、町外転出を防ぐということでありませう。

そのように自治体も必死でありますけれども、このような課題のほか、様々な困難を抱えている町村において、どこで生活していくにしても不安や格差がないように、県と市町村で手

を組んで取り組んでいく必要があると思います。

移住者を含めて、中山間地域で生活できる環境を維持し、人口減少に少しでも歯止めをかけたいと思いますが、県の具体的支援はいかがなのか、総合政策部長に伺いたいと思います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 人口減少の進んでおります中山間地域におきましては、買物、交通、医療、福祉など、生活に必要な機能やサービスの確保が厳しくなりつつあります。

このため、県におきましては、市町村や地域住民と一体となって、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する「宮崎ひなた生活圏づくり」に取り組んでおりまして、移住者を含めた中山間地域の方々を将来にわたり安心して暮らすことができる環境づくりを進めております。

特に、地域の担い手として期待される移住者の方々には、新たな生活に一刻も早くなじみ、末永く定住していただきたいことから、県では、移住サポーターの設置や移住者向け交流会の開催といった、移住に伴う不安や困り事に対応する市町村の取組を支援しているところであります。

**○岩切達哉議員** さらに人口減少問題に関連して、教育長に質問します。

宮崎県教育振興基本計画では、魅力ある多様な教育の振興・支援として、特色ある小中連携・小中一貫教育を支援するという事になっております。

これは人口構成の問題だと思うんですが、宮崎市内の大型団地である生目台では、急速に高齢化、少子化が進んでおりまして、14歳以下の人口が、ここ10年で35%も減少したということでもあります。2つある小学校のいずれもが、各

学年1クラスという状況になりまして、中学校では、各学年で2クラス維持が風前のともしびとなっているということでもあります。地元の中学校に通わない生徒も増えております。

このため地元では、中学校施設を活用して、そこに小中一貫教育の体制を取ってほしいと、宮崎市教育委員会に要望を提出したということでもあります。

人口減少が進む、そして人口構成が変化する中で、小中一貫校設置に対する教育長の所見を伺いたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 小中一貫校では、中学校の教員が小学生に専門性を生かした学習指導を行ったり、教員全員で、小中学校の接続期を含め、児童生徒の成長を見届け、個に応じた対応を行ったりするなど、丁寧な指導が行われております。さらに、議員御指摘のとおり、人口減少が進む中での設置という側面もございます。

小中一貫校の設置につきましては、学校の設置者であります市町村教育委員会が、保護者や地域住民と協議を重ねるなどして進めてまいります。そのような中、現時点では、宮崎市からの正式な設置についての連絡は届いておりません。

県教育委員会といたしましては、今後も小中一貫校の設置に係る情報の収集や提供等を行うことで、各市町村教育委員会をしっかりと支援していくこととしております。

**○岩切達哉議員** 宮崎市から相談があれば、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

県内至るところで少子化が進んでいる、そういうあかしであろうと思います。人口が減少しても、適切な教育が維持される社会、そのような体制が急がれると思います。

続いて、これから教育の課題について何点か質問させていただきます。

まず、校則の問題で、「中学生らしい」「高校生らしい」または「男子らしい、女子らしい」、そういう主観的になりやすい基準で、着衣や履物など、形や色を指定することが批判されたこともあって、校則の見直しを行う機運が高まっています。

県教育委員会は、校長たちに十分対応するよう指導したと伺っております。このことは去年6月議会で、安田議員の質問に教育長は答えられました。

では、もう1年近くたちまして、この期間、どのような校則改正があったのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会では、これまで地域の状況や時代の進展、保護者へのアンケートなどを踏まえ、生徒同士、また教師と生徒が話し合う場を通じて、校則の見直しを積極的に進めるよう指導してまいりました。

今年2月に行った調査では、全ての県立学校で、これらの視点に基づいた検討がなされ、頭髪や服装に関する細かな規定が廃止されるなど、見直しが図られてきております。

また、国が12年ぶりに公表した生徒指導提要の改訂案におきましても、生徒会などで校則について議論する機会を通して、能力や自主性を伸ばすことが求められております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、児童生徒のよりよい成長・発達につながるものとなるよう、校則の見直しを継続的に働きかけてまいります。

**○岩切達哉議員** 次いで、今年8月には、日南市で来年度以降の制服をジェンダーレス化する

ことが発表されました。

このことに対する教育長の受け止めを伺いたいと思います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 日南市の新制服につきましては、生徒や保護者へのアンケートなどを基に、令和2年度から令和3年度にかけ、校長やPTA代表等で構成された制服検討委員会において、繰り返し協議がなされ、先日の制服の発表に至ったと聞いております。

新制服は、性の多様性に配慮できることをはじめ、動きやすさや防寒などの機能性のほか、経済性や生徒による自己決定など、多くの利点があると考えます。

さらに、今回の導入に向けて、生徒や保護者、地域、教職員など学校に関わる方々が一緒に考え適切に判断されたという、この議論の過程にこそ大きな意義があると考えております。

**○岩切達哉議員** テレビの報道に市長がにこにこしていたわけなんですけれども、よいデザインと併せて、選べることが高い評価を受けていると思います。

夏場にプールで使用するスクール水着についても、このような議論がありますので、ぜひ情報の提供を進めてほしいと思います。

次に、特別支援教育の体制強化はどのように進められているかという課題であります。私としては、毎年伺っている課題であります。

小中学校での特別支援教室の担任については、昨年度、臨時職員の率が増加したが、特別支援教育の免許取得率は向上したということでございました。

同じ質問なんですけれども、本年度の状況はいかがなのか、確認させてください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 小中学校の特別支援学級担任における臨時的任用講師の割合につ

きましては、前年度が全体の35.5%、本年度が32%となっております。

また、特別支援学級担任の当該免許状の保有率につきましては、前年度が全体の39%、本年度が36.9%と低下しており、その理由としまして、本年度、学級数が40学級増加したことに起因していると分析しているところでもあります。

県教育委員会といたしましては、学級数が増加傾向にある中、特別支援免許状取得に必要な単位を無料で修得できます免許法認定講習を実施したり、教員採用試験におきまして、特別支援免許状保有者に対して加点したりするなど、専門性の高い教員の人材確保に向け取り組んでいるところでもあります。

**○岩切達哉議員** 臨時教員の率は特別支援学級において低下したと、それでも3割が臨時の先生方をお願いしている。

もともとこの問題は、支援学級で学ぶ子供さんを持つ保護者から、その担任の発達障がいに対する無理解や、基礎的な知識がないまま担任をされていた結果、お子さんが登校渋りになった、不登校の状態まで追い込まれたという相談から、実態としていかがなのかということを知っております。

特別支援教育において大変重要な任務を背負う先生方です。どういう体制がいいのか、ぜひ対策を進めていただきたいと思えます。

次に、特別支援学校の教室不足の問題です。

今起きている教室不足の状況と対策を知りたいと思えますので、教育長の答弁をお願いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 文部科学省が令和3年度に実施した調査によりますと、全国の公立特別支援学校におきまして、3,740教室が不足

しているという結果が出ております。

本県では、今年度、4校で16教室の不足が判明し、当該校では年度当初より、特別教室の転用や教室の間仕切り等で対応しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも教室の改修や増設を行ってきておりまして、昨年度は、みなみのかぜ支援学校に10教室の増設を終えたところでもあります。

今後、特別支援学校教育整備方針を踏まえ、子供たちが安心して学べる環境整備を進めてまいります。

**○岩切達哉議員** みなみのかぜ支援学校に10教室増やしていただいたと、大変ありがたい。それでも、県内で16の教室が足りない。特別支援教育を必要とする子供たちは、教室が足りない状態に置かれているんだと。さらに、一般の小中学校、支援学級では、臨時の先生方に託している、そういう実態なんです。

国連の障害者権利委員会は、特別支援教育の在り方、分離教育をやめて一緒に学ばせるインクルーシブ教育を促すとなりました。これから国も考えていかれると思います。

ぜひ、県としては先取りするような対応をしていただきたい。強く要望したいと思います。

次に、他県で起きました、学校設備の老朽化に伴い事故に遭ったということで、各学校は一斉に点検するように文部科学省からの指示があったということをごさいます、宮崎市では55か所に課題があったという報道を見ました。

宮崎市以外の市町村への対応はどうだったのか、お聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 学校施設及び設備の安全確保につきましては、昨年5月の文部科学省からの通知を受けまして、直ちに市町村に

向け、緊急点検の通知を行ったところでありませぬ。

宮崎市以外の市町村につきましても、学校設置者として点検を実施したと承知してありまして、必要に応じて使用禁止や修繕等の適切な措置を講じるよう依頼してあります。

なお、学校の施設及び設備につきましては、毎学期、定期点検することになってありまして、本年5月にも、県内市町村に対して、その旨周知したところでありませぬ。

県教育委員会といたしましては、引き続き市町村に対しまして、指導・助言及び技術的支援を実施してまいります。

**○岩切達哉議員** バasketボールのコートとか、いろいろ設備、施設に課題があるようでありませぬ。

では次に、福祉保健部長に質問させていただきます。

3年前、令和元年6月議会で質問させていただいてありますが、小学校入学までにどこにも行かない子供の存在についてでありませぬ。

いきなり小学校から集団生活に参加するという児童について、調査を行われていますかということをお聞きしました。

学校に上がるまでどこにも行っていないことについて、その背景に、家計の苦しき、貧困の関係があるかもしれないというやり取りをいたしまして、当時の福祉保健部長から——今は総務部長になられてありますが——今後とも問題意識を持って研究してまいりたいと答弁をいただきました。

現在の取組について聞かせていただきたいと思ひます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 保育所等に通っていない未就園児につきましては、児童虐

待防止の観点から、子供の安全確保を目的に、国が実態調査を行っておりますが、保育所等に通っていない背景や事情までは調査できておりませぬので、支援が必要な子供を全て把握するには至っていないと考えてあります。

現在、国におきまして、来年4月のこども家庭庁設置に先行して、未就園児の把握、支援の在り方に関して調査研究が進められているところでありませぬ。

県といたしましては、今後、国から示される具体的な内容を踏まえまして、市町村と緊密に連携しながら、支援を必要とする子供や家庭が地域から孤立することがないように、しっかりと取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** しっかりと取り組んでいただくということでありましたので、それで結構だと思ひますけれども、3年前に問題を提起させていただいたと。それをこども家庭庁が、今後「無園児」という捉え方で、学校に上がるまでどこにも行っていないお子さんの状況、背景をしっかりと捉えて支援したいということで、取組をするということのようでありませぬ。

既に宮崎県で研究がスタートしていて、国がそれを参考にするということまであればよかったですけれども、これからということでございますので、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、これも令和3年6月議会ですけれども、母子生活支援施設のことを伺ひまして、令和5年には設置をしたいという答弁がありました。

この母子生活支援施設は、何より不採算なんです。そのため、設置には支援の強化を求めたいところでありませぬ。

現在、具体的な検討内容があるのか、答弁を

お願いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 児童虐待やDVに関する相談が増加する中、母子の自立を一層支援するため、県では、DV対策宮崎県基本計画の中で、令和5年度までに母子生活支援施設を県内に1か所設置することを目標に掲げ、これまで市町村や社会福祉法人など関係機関と協議を重ねてきたところであります。

現在、同施設の令和5年度の設置に向けまして、設置の意欲を示す関係者も交えた具体的な協議を進めておりまして、必要な支援策についても検討しているところでございます。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。ぜひ十分な支援をいただいて、設置いただきたい。大変な思いをしている母子が飛び込むところですから、そこを支えられるところとして、県が間接的に十分な支援をお願いしたいと思えます。

次いで、障がい者福祉のことを数問伺います。

我が県は、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」という条例を持っています。そして手話言語条例もです。知事は前向きに対応していただきました。

昨日の来住議員の質問でも取り上げられた、人権尊重の社会づくり条例というの、知事は積極的に取り組んでいただきました。

国においては、障害者差別解消法の改正が進んでいるところであります。

ここで伺います。実は、JRを利用した電動車椅子利用者の声を紹介するところなんですけれども、御本人は、跨線橋を渡ることとなる駅で乗車、下車したいということだったんですけれども、様々な課題があるということで、一部利用させてもらえなかった、残念な思いをされ

たというお話を直接伺いました。

詳細を省いているので申し訳ないんですけども、こういう場合に必要なのは——この場合はJRですけども——企業の合理的配慮の問題だと思うのですが、福祉保健部長に伺いたいのは、企業の合理的配慮義務はどのようになっているのか、なっていくのか、お聞かせいただきたいと思えます。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 障害者差別解消法におきまして、行政機関や事業者は、過重な負担がない範囲で、障がいのある方々が社会生活を営む上での様々な制約に対し、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められております。

現在、この合理的配慮の提供につきまして、事業者の場合、努力義務とされておりますが、令和6年6月までの間に施行される改正法によりまして、義務化されることとなっております。

今後、国から示される新たな基本方針等の内容を確認し、改正の趣旨を県民や事業者の皆様に丁寧に周知してまいります。

**○岩切達哉議員** 企業はいずれ義務化されるという御答弁でございました。

残念な思いをしたこの車椅子利用者が、県の先ほど紹介した共に暮らす条例に基づいて相談をしたいという場合の相談先はどうなっているのか。あわせて、相談を受けた場合、県はどのように対応されるのか、お聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では条例に基づき、障がい者やその家族等からの障がい者差別に関する相談に対応するため、県障害者社会参加推進センターに相談窓口を設置しております。

相談窓口では、2名の相談員を配置しており

まして、相談を受けた場合は、相談者に対して助言や情報の提供を行うほか、必要に応じて関係者間の調整などを行っております。

**○岩切達哉議員** 試しに、宮崎県のホームページから「障がい者相談」と打ち込みましても、なかなかたどり着きません。ぜひ確認をしてほしいと思います。

このような相談でも、今御紹介いただいた相談窓口で解決しないときは、先ほどの宮崎県条例によると、宮崎県障がい者差別解消支援協議会で対応されると書かれていますが、近年のその開催状況についてお聞かせください。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 県は、障がい者差別の解消に必要な調査審議や、県の相談窓口で解決できなかった事案に対する助言やあっせんを行うため、学識経験者や障がい者団体・関係行政機関等で構成される「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」を平成28年度に設置しており、その年度に協議会を開催し、本県の取組状況の説明や意見交換等を行っております。

その後につきましては、県の相談窓口で解決できずに、協議会が助言またはあっせんを行う事案がなかったことから、開催事例はございません。

今後、事業者の合理的配慮の提供の義務化に向けまして、この協議会の役割や機能につきましても、周知を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** いろいろありがとうございました。ここ数年、開催されていないということは、解決しない課題はなかったという理解もできると思いますし、相談しづらさとか、いろんなものも背景にあるかと思います。ぜひ研究いただいて、協議会の皆様方が、共に暮らす宮崎づくりのための中核となって、県の皆様と一

緒に動けるように御尽力いただきたいと思います。

別の視点で、障がい者への支援について伺いたと思います。

都城市では、障がい者の特性ごとに、災害時の対応マニュアルを作成していらっしゃるということでもあります。

この障がい者の特性ごとの対応マニュアルを県として把握されているのか、また把握しておられるなら、県内へ広げる考えはないかお聞かせください。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 障がいのある方の災害時の安全・安心の確保のためには、心身の状態や特性に合わせた備えに加え、誘導の際や、避難所での配慮が重要でございます。

このため県では、災害時に障がい者本人やその支援者が取るべき行動や、避難所の運営に必要な配慮をまとめた「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」を作成し、市町村や団体等に配付しているところであります。

議員から御紹介のありました防災マニュアルは、この県のマニュアルを基に、当事者の意見を参考に、障がいの種別ごとに作成されたものであり、内容については承知しているところであります。

このような取組は、地域における支援体制づくりに資するものでありますので、県としても、今後とも広く紹介してまいります。

**○岩切達哉議員** 元は県のマニュアルだったということは、大変誇らしいと思います。それを障がい種別ごとに分けることで、もっと使いやすようにしたということは、またヒントとして受け止めていただけたらと思います。

次に、関東を中心に広がっている、発達障がい児、または発達障がい者が困り感を抱く場面

において支援を円滑に受けるための「サポートカード」というのがあると聞いておりますが、宮崎県の取組はいかがなのかお聞かせください。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 発達障がいのある方は、外見からは障がいがあることなどが分かりにくいことから、医療機関を利用するなど、日常生活の様々な場面で不安を感じた際に、必要な支援や配慮が受けられないことがあります。

議員から御紹介のありましたサポートカードは、本人の障がい特性やサポートしてほしい内容を記載し、周囲に伝える支援ツールであり、川崎市など一部の自治体で導入されております。

本県では、障がい種別を問わず、障がいのある方が周囲からの援助を受けやすくするヘルプマークの普及を進めているところであり、引き続き、他県の事例や当事者団体の意見を参考にしながら、県民の障がい者への理解を深め、障がい者の社会参加の促進に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** いろいろ障がい者福祉のことを質問させていただきました。

県では平成28年度に、先ほど紹介した、共に暮らす条例をつくっていただきました。「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」といいます。障がい者に対する温かい社会、差別のない社会を目指すという内容なんです。

国においては、障害者差別解消法が充実してきておりまして、合理的配慮が義務となる社会が目の前であります。残念ながら、問題が発生する、繰り返される。当事者に残念な思いをさせている現実が、一方であります。

知事に伺いたいと思います。これから宮崎県は、この障がい者福祉分野に限らず、福祉についてどうすることが必要なのか、知事の姿勢をお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 一連のお尋ねをいただいているところでありますが、障がいのある方が、障がいを理由として差別されることなく、個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域の一員として、社会・経済・文化といったあらゆる活動に参加し、生き生きと暮らせる社会の実現を目指していくことは、大変重要であると考えております。

このため県では、紹介をいただきましたように、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を制定し、日常生活において障がいのある人の活動を制限し、社会参加を制約している物理的、あるいは意識上の障壁を取り除くため、様々な取組を進めているところであります。

その結果、バリアフリー化の進展や、おもいやり駐車場の普及など一定の成果が上がってきており、県におきましても、定例記者会見時に手話通訳と字幕の導入を図ったところであります。

県庁の内部で行っております幹部会議、庁議におきましても、毎回必ず手話を勉強し、引き続き意識を高めていこうという取組をしているところであります。

我々の社会の中には、誤解や偏見、理解不足等、取り除くべき障壁が、まだまだ残されているものと考えております。改正障害者差別解消法の趣旨につきまして、広く県民や事業者への周知を図るとともに、障がい者理解のための普及啓発や、意思疎通支援などの取組を通して、共生社会の実現につなげてまいります。

○岩切達哉議員 知事は、今期中に、重度障がい者（児）医療費助成制度、いわゆる外来の現物給付化について、実施の判断をしていただきました。とても喜んでいただいている内容であります。慎重に検討いただいた結果、実施となりました。

障がい者福祉に積極的、そう捉えていいのではないかと思います。少し時間がかかったなという思いもありますけど、結果的には前向きに捉えていただいております。

差別のない共生社会、ぜひ次期も取り組んでいただきたいと、期待をさせていただいているところでもあります。

さて、今度は視点を変えますが、次いで、西都市の食肉処理場建設に関連して伺いたいと思います。

立て続けに福祉保健部長になりますけれども、この処理場建設に対応する、食肉衛生検査所の設置予定についてお聞かせください。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 食肉処理施設では、と畜場法により都道府県知事等の任命した獣医師による検査が義務づけられております。

今回、新たに設置される食肉処理施設につきましては、施設の所在地や処理される家畜の種類及び処理の規模等を勘案し、現在のところ、新たに食肉衛生検査所を設置するのではなく、設置区域を所管する都農食肉衛生検査所職員による出張検査で対応する計画としております。

○岩切達哉議員 それならば、出張で対応できる獣医師が必要になります。

いずれにいたしましても、獣医師の確保については、畜産県である宮崎を守るために大変大事な課題と、過去から強く申し上げてきております。

食肉衛生検査所や保健所、家畜衛生保健所などで働く獣医師、県の公務員獣医師は十分に確保できているのか。また、確保のための工夫はどのようにしているのか、総務部長に伺います。

○総務部長（渡辺善敬君） 獣医師の確保につきましては、これまでに、修学資金の貸与や関係部局と一体となった大学訪問等による本県獣医師の魅力アピール、初任給調整手当などの処遇改善、また、採用年齢の上限引上げや県外での試験実施等の試験制度見直しなどに取り組んできたところであります。

今年度の試験では12名を採用予定としており、受験者のニーズも踏まえ、例年より1か月程度前倒しして試験を実施するなど、必要数の確保に向けて取り組んでおりますが、現時点で採用見込みは4名となっていることから、随時実施している免許取得者を対象とした試験について、引き続き関係部局と連携し、求人活動を一層強化するなど、さらなる受験者の掘り起こしを図り、必要な獣医師の確保に最大限努めてまいります。

○岩切達哉議員 12名必要なところに4名という本当に厳しい状況で、新しい処理施設もどうするのか、本当に危機的な状況です。

宮崎県は、畜産というのは非常に大きい影響を持つ産業で、それを支えるために獣医師が必要と、こういう理屈からすると、宮崎県が獣医師確保にここまでできる限りの工夫をいたしましたというものが必要だと思うんです。

先ほど幾つか、修学資金の貸与だとか、初任給調整手当の処遇改善、サーフィンができますとか——これも事実聞いた話なんですけれども、宮崎の魅力としてですね。

それでもこういう状況ということでもありますので、ぜひ12分の12と満たせるように、様々な

工夫、具体的措置というものをぜひ判断いただきたい。そういうタイミングが来ていると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと強く求めさせていただきます。

総務部長に重ねて伺いますが、コロナ対応のために、様々な部署、特に保健所だと思いますけれども、時間外の上限を超えた自治体職員の存在であります。これは実は国内で4万人いるという報道がありました。

過労死ラインと言われる100時間を超える、そのような働き方をした方の宮崎県での実態をお聞かせください。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 知事部局職員の時間外勤務につきましては、近年、新型コロナやそれに伴う経済対策、また災害対応や原油・物価高対策等への対応により、増加傾向にあります。

お尋ねの月100時間を超える時間外勤務を行った職員の状況であります。各年度の延べ人数といたしまして、令和元年度が71名、2年度が124名、3年度が183名、今年度は7月末までの状況としまして56名となっております。

**○岩切達哉議員** 代表質問で山内議員が取り上げた保健所の保健師、また、そのほかの県行政の中で、月100時間を超える職員が増加しているということを今聞かせていただきました。満行議員も、早期退職の問題に絡めて、こういう実態がそれを加速化させているのではないかとこの質問をされました。ぜひ対策をお願いしたいと思えます。

次に、警察本部長に交通政策について伺いたいと思えます。

宮崎市では、橘通りから橘橋以南の中村通りにおいて、朝と夕方のバスレーン規制をしております。この中で、中村通りは片側2車線しか

なく、そのうちの1レーンをバス専用とすることになっている結果、渋滞の発生や、規制を守らない車両を多く見る印象なんですけれども、警察本部長のこの規制に対する評価はいかがでしょうか、お聞かせください。

**○警察本部長（山本将之君）** バスレーン規制につきましては、通勤や通学の足としての公共交通手段であるバスの定時性を確保しつつ、マイカーからバス利用への転換を図ることで交通総量を抑制し、交通混雑の緩和を図るものでございます。

御指摘の宮崎市内のバスレーン規制につきましては、県民の皆様や関係機関等からの意見を反映し、平成28年2月、規制時間を朝夕それぞれ2時間であったものを1時間に、また規制区間を約500メートル短縮して約3キロにしたほか、バス優先レーンを廃止し、バス専用レーンに統一し、分かりやすい規制に変更をいたしました。

規制の見直し以降、バスの定時運行はおおむね維持され、朝夕のラッシュ時間の渋滞による通行時間の遅延は少なく、交通の円滑化も維持されており、バスレーン規制による効果は認められると考えております。

**○岩切達哉議員** 効果はあるということでございますけれども、バスレーンを通過する一般車両が多いと感じておると、今申し上げました。要は決まりを守らない体験をするわけです。

そうすると、別の場所でも守らなくても大丈夫ということになっていくんじゃないかという心配をしています。かと言って、取締りを強化してくれということではなくて、2車線しかないのに一方をバス専用レーンにしてしまう、このことに対する難しさがあるんじゃないかと私は見ているんですが、解除する思いはないのか

お聞かせください。

**○警察本部長（山本将之君）** 議員御指摘の2車線道路におけるバス専用レーン規制では、まず、中央側の第2車線に一般車両が集中することによる渋滞発生が懸念されますけれども、現行の規制では、朝夕のラッシュ時間帯においても、第2車線の通行時間の遅延は少ない状況でございます。

また、第2車線を走行する一般車両が左折する際には、バス専用レーンに入ってから左折せざるを得ないということございまして、このことにつきましては、ドライバーの理解が必要となることから、チラシやホームページ等を通じて周知徹底を図っているところでございます。

こうしたことから、当面は宮崎市内のバスレーン規制を維持してまいりますけれども、今後、交通総量等に大きな変化がある場合などにつきましては、このバスレーン規制の在り方について、必要に応じ検討してまいりたいと思っております。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。

次に、県土整備部長に伺いたいと思います。

宮崎駅西口から西に向けまして、デパート前交差点、橘通り交差点にかけて高千穂通りというのがあります。その高千穂通りのありようを考える、「高千穂通り周辺地区の道路空間利活用協議会」というのがありますけれども、その議論の状況を報告してください。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 御質問の協議会につきましては、宮崎駅西口の再開発など、高千穂通り周辺地区の活性化に向けた機運が高まる中、まちのにぎわい創出と回遊性の向上につながる「歩きやすく、楽しく過ごせる道路空間づくり」に幅広い意見を反映させるため、学

識経験者、国、県、宮崎市、商工会議所、バス事業者などを構成員とし、昨年11月に設立したものであります。

現在、道路利用者の多様なニーズや課題を把握するため、協議会での議論を踏まえつつ、平日や休日、昼間や夜間など、条件を変えながら、食や花などをテーマとしたイベントを開催する中で、歩行者や自転車の通行状況、駐輪や荷さばきの状況等を調査・検証する社会実験を行っているところであります。

今後とも、高千穂通り周辺地区の活性化につながるよう、関係機関と連携して取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 宮崎駅西口からの通りは、宮崎市の中心でもあり、宮崎県の中心に位置する美しい道路だと思っています。その意識から、ぜひ今後の議論を期待したいと思います。

次に、国道10号の問題でございましてけれども、この夏、8月のちょうど真ん中あたりなのですが、沿道に除草剤で茶色く立ち枯れた草が延々と続いておりました。県の中心国道がこのような惨状であることは、観光面でも問題であると思います。

過去の質問に対しまして、除草剤利用は研究の段階と答弁がありましたが、今、沿道の除草は、除草剤利用が主流となったのでしょうか。

除草剤の利用について、沿線の住民への影響や景観上の問題はどうか整理されているのか伺いたいと思います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国道10号の除草については、良好な沿道環境を形成するため、沿道修景植栽地区に指定している箇所については県が、その他の箇所については道路管理者である国が行っております。

除草剤につきましては、労働力不足や限られ

た予算の中で、より効果的な除草対策を実施するため、周辺環境や近隣住民の皆様にも十分配慮しながら、従来の草刈りと併用して活用しているところであります。

また、除草剤を使用する場合、散布や刈取りの時期によっては、景観への影響が懸念されますことから、県としましては、景観向上のため、適切な使用方法を徹底していくとともに、国に対しても働きかけを行い、良好な沿道景観の保全に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 景観の保全というのは大事にさせていただきたいと思っておりますし、除草作業への従事者確保の課題があると思っておりますけれども、ICT時代ということで、草を取っていく作業の機械化について、とても研究してほしいなど何回も繰り返し申し上げておりますので、ぜひ部長の下、景観保全という目標で、草刈りの機械化について御検討、研究をしてください。

最後の項目になります。異常気象から気象危機へという題でございます。

環境と気候の非常事態宣言を宮崎県も行うことが求められていると思っております。この宣言は、令和3年3月26日に沖縄県玉城知事が「沖縄県気候非常事態宣言」を、そして令和3年2月17日に岩手県で、岩手県地球温暖化対策推進本部会議での決定を受けて、達増知事が「いわて気候非常事態宣言」を発表しています。

最初に伺いたいのは、宮崎県としての意見はどうかという立場で、環境審議会が開かれておりますが、議論の状況を環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県では、第四次宮崎県環境基本計画の策定時に、環境審議会において、本県の平均気温が、何も対策を取らなければ今世紀末には4度程度上昇するおそれ

があるとの将来予測や、大雨の増加による河川氾濫、土砂災害の懸念といった気候変動の影響などをお示しし、本県に求められる対策について議論していただきました。

委員からは、「気候変動は、環境分野にとどまらず、社会、経済全般にまたがる横断的な問題である」という意見や、「気候変動の影響で山が荒れるなど、大変な状況になる」といった意見などがありました。

こうした審議会での議論を経て、第四次計画に、災害に対する備えなどの気候変動への適応策を盛り込んだところであります。

**○岩切達哉議員** 実は、気象の変化を見詰めていただいております気象庁の年間予算は、600億円ほどだと伺っております。額的には、国家予算の中では相当低い割合、少ないなと認識しました。

今、台風が連続して発生し、台風14号も気になるところであります。国民の安全保障のために、気象庁こそ予算増を行うタイミングではないかと思っております。

それで、今世紀末に4度上昇するかもしれない、それを防ぐんだということですが、質問の冒頭に、暮らしづらさというのが59万人とか、数字になっていく人口減少、それに加味されているのかどうかというのもあるかと思いません。

いずれにいたしましても、いつ宮崎が災害に見舞われるか分からない状況でございまして、県民の理解と関心、具体的な準備を求めていく、それを促すために知事は、他の県に見られるような気候非常事態宣言を行う気持ちはないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県に大きな爪痕を残した昨年9月の台風14号など、近年、甚大な被

害をもたらす豪雨や台風などの異常気象が日本各地で頻発している状況は、私たちの生存基盤を揺るがす危機的な状況であると認識しております。このような状況から、気候変動ではなく気候危機という言葉も使われるようになっております。

私が非常に印象に残りましたのは、2019年にイギリスの辞書編さん会社が今年の言葉として、「Climate emergency」という気候非常事態という言葉を選んだということ。もう一つ別の辞書は、気候ストライキという言葉を選んだというようなことがございました。

その同じ年に、日本の、やはり今年を象徴する言葉が、ラグビーワールドカップのときの「ONE TEAM」、それとか何とかペイという言葉であったと。あまりにも内向きではないかということも含めて、大変危機感を持ったことであります。

県では、県民の命を守る備えとしまして、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策に取り組むとともに、庁内に気候変動適応センターを設置しまして、気候変動の現状や温暖化の影響などの情報発信に取り組んでいるところであります。

しかしながら、気候変動による災害リスクは年々増大しておりますので、気候変動への備えの重要性に対する県民の関心と理解をさらに高め、県民一人一人が危機を認識し、行動変容につなげていくためにも、御提案がありましたような手法も含め、様々な角度から効果的な情報発信を検討し、危機感を県民に強く訴えてまいりたいと考えております。

**○岩切達哉議員** 気候に関しては、非常に関心を持って見せていただいております。非常につらい思いをすることになるんじゃないかと思う

ものですから。今発生したばかりの台風14号、九州に真っすぐ来るんじゃないかと言われております。民家の軒先に蜂の巣がつくられると台風は寄ってこないという話も、まことしやかに言われていますが、そうであればいいなと思うんですけれども。

世の中には、巧みに言葉を使って人気を得ていこうとするタイプの方もいらっしゃいます。極めて真面目な知事でありますけれども、真っすぐに言葉を出すということも時には必要と、認識させていただいております。

そのことで、たくさんの方の皆さんが河野知事の違う側面も見ることによって、これまで積み重ねてきた実績に関心を寄せていただけるんじゃないかと思っております。最後に申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

**○二見康之副議長** 次は、外山衛議員。

**○外山 衛議員**〔登壇〕(拍手) おはようございます。いまだに新型コロナ感染拡大の収束の兆しが見えないまま、ウクライナ情勢や円安の影響等による物価上昇など、県民の生活も将来が見通せない不安な日々が続いております。このような事態が一日も早く解消され、平穏な日々が訪れることを願ってやみません。

河野知事は就任以来、口蹄疫からの再生・復興や新たな成長の創出、防災・減災、国土強化、医療・福祉・教育などの分野での人づくり、高速道路整備の進展のほか、幅広い分野にわたり政策を推進され、着実に結果を残してこられたと思っております。

これまで、知事自身が振り返って、できたこともできなかったこともあろうかと思っております。

そこで、知事は3期12年にわたる県政の実績について、どのように評価されているのかをお

伺います。

以上で壇上からの質問を終わりました。以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県では、これまで、基幹産業であります農林水産業の振興はもとより、食品加工業などのフードビジネスや、東九州メディカルバレー構想に基づく医療関連機器産業の振興、海外への輸出拡大など、本県の強みや地域資源を生かした様々な産業施策に取り組んできたところであります。

このような取組によりまして、県民所得をその総額で見ますと、私が就任する前と比べて、直近の令和元年度の数字では、会計基準等により単純比較はできないものの、約2,400億円増加しております。

1人当たりの県民所得を見ても、全国との比較が可能な平成30年度の数字では、その伸び率は18.5%で、全国の16.4%を上回っている状況であります。

また、本県の安全・安心な暮らし、将来の発展の礎となる基盤づくりにも努めてきたところであり、その結果、東九州自動車道をはじめとする交通インフラの大幅な整備の進展をはじめ、防災庁舎や県立宮崎病院の建設、宮崎駅西口広場の再整備、宮崎カーフェリーの新船就航、国スポ・障スポに向けた関連施設の整備などが着実に進められてきたことに、確かな手応えを感じております。

これらの成果は、私が政治姿勢として対話と協働を掲げ、国や県、市町村、経済団体との連携を深める中で対応を図ってきたところであり、このような成果に結びついているものと考

えております。

直近では、3年に及ぶコロナ禍に加え、昨今の原油価格・物価高騰の影響によりまして、県民の暮らしや地域経済は、100年に一度とも言うべき難局に直面をしております。

さらに、中長期的にも急激な少子高齢化、人口減少を背景に、産業や医療、介護、福祉を支える人材の確保、地域経済の活性化、中山間地域対策など多くの課題があり、しっかりと腰を据えて、こういった難題にも取り組んでいかなければならない、そのように考えております。

将来を見据えて、こうした課題を解決し、持続可能な宮崎県の土台をつくるための道筋を立てていくことが、トップリーダーである私に課せられた使命であると考えております。以上であります。 [降壇]

○外山 衛議員 本県の財政状況は、自主財源が乏しく脆弱な財政基盤であり、国の交付金に頼らざるを得ないことは明白であります。

これからコロナ禍からの脱却を目指していく中で、本県は他県より先に厳しい状況となるおそれがあるのではないかと危惧しております。今まさに、厳しい局面にあるものと思われま。今後、国と協力することはもちろんのこと、県民が一体となって、経済の再生を目指していくことが求められています。

これまでの河野知事の発言は具体的な話が多いように感じますが、もっと将来的な展望、ビジョンを県民に訴えていくことも必要ではないでしょうか。

そこで、次の4期目で知事が取り組みたいことは何であるのかをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 県民の皆様は次期県政を負託いただくことが前提ではありますが、次の4年間を宮崎再生の期間と位置づけまして、

県民の力を一つにして、このコロナ、原油高・物価高で直面しております難局を克服し、本県の歩みを次のステージへ飛躍させるための取組を進めてまいりたい、そのように考えております。

本県の人口は、今後、本格的に減少していくと見込まれますことから、長期的な観点からは、できる限りその減少を抑制し、安定化させること。そして、人口減少下においても、一人一人が生き生きと活躍し、安全・安心で心豊かに暮らすことができる社会、力強い産業と魅力ある仕事があり、誰もが安心して働ける社会を構築すること、これが何よりも重要と考えております。

そのための取組としまして、まずは、コロナ禍で生じた地方回帰の動きを持続的なものとすべく、若者が学び、働き、子育てをしやすい環境づくりや、移住・定住の促進、交流人口の拡大に取り組むとともに、特に中山間地域におきましては、市町村等と連携しながら、持続可能な地域交通網の実現や産業の担い手の確保など、地域住民が将来にわたり住み慣れた場所で安心して暮らせる環境づくりに努めてまいります。

また、ウクライナ情勢や世界的な人口増加、物価高騰等によりまして、食料や資源確保の問題が強く意識されている中、全国有数の食料供給基地としてのポテンシャルや、豊富な太陽光とバイオマス資源、充実したスポーツ環境などの強みや資源を持つ本県は、これから大きく飛躍をする可能性があるものと考えております。

それらを生かしたフードビジネスの振興や、ゼロカーボン社会の実現、スポーツランドみやぎのさらなる発展などを通じて、力強い産業や魅力的な雇用を生み出してまいります。

また、今月中にも全国旅行支援が再開されるというようなことでありますとか、入国制限の撤廃も視野に、今、国では検討が進められているということでもあります。

このコロナの中で、2年以上に及びインバウンドも制約を受けておりましたが、海外からの観光誘客、さらにはMICE、またサーフィン等の国際スポーツ大会、そうした海外の活力を取り込んでいくことによる宮崎のさらなる発展、このグローバル戦略も今後4年間、極めて重要になってくると考えております。

このほか、働く場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の普及や、物消費から事消費、時消費への転換などの、価値観や行動の変化に対応して、本県ならではの地域資源や産業構造を生かした、個性的で魅力ある地域づくり、産業づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

こうした取組を通しまして、将来にわたってこの宮崎に若者が残り、県民が安心と希望を持って暮らし続けることができる、明るい未来の道筋づくりに、私が先頭に立って取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 河野知事は、これまで、国とのつながりを非常に大事にしてこられました。最もよい例として、2人の副知事のうち1人を、3代続けて国土交通省から迎えられています。

社会資本整備の遅れている本県にとりまして、この期間に、高速道路の整備やミッシングリンクの解消は大きく前に進んでおり、国土交通省出身の歴代副知事の貢献度は非常に高いものと考えております。

私は、知事のこの路線は間違っていないと思っていますので、今後も継続していただき、

本県の社会資本整備の遅れを取り戻し、一日も早く、他県と肩を並べるくらいまで発展させてほしいと願っております。

また、国土交通省に限らず、総務省や農林水産省など他省庁ともいい関係を築いており、このことは知事の強みの一つであると思います。

そこで、知事は国との連携についてどのように考えておられるのかをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 私はこれまで、総務省の出身という経歴から、専門分野であります地方自治、地方行財政の知識・経験を踏まえた県政運営に努めますとともに、各省庁との緊密なネットワークをしっかりと構築し、地方の実情を共有しながら、必要な施策の実現や財源の確保につなげてきたところでもあります。

また、私の任期中におきましては、県政課題の解決に資する豊富な知識と経験を有する人材として、現在の永山副知事をはじめ、国から4名の副知事を招いたところでもあります。

これらの方々には、出身省庁の関連分野にとどまらず、多方面にわたって御活躍いただき、また県民との交流を深めていただき、そして本県の立場に立って、国との連絡調整や折衝に当たっていただき、本県の成長発展に大きく貢献をいただいたものと考えております。

特に、口蹄疫からの再生復興といった政策課題、そして、県民の悲願である高速道路網の整備というものがぐっと進展をいたしまして、ミッシングリンクの大幅な改善につながったことなどは、農林水産省及び国土交通省出身の副知事を選任したからこそその成果であると考えております。

鎌原さんが離任されるときに辞令交付の場所で、鎌原さんを国土交通省宮崎県出張所長に任命をすると——これはあくまでしゃれでありま

すが——その思いで仕事をしてほしいということをお願い、また内田さんにもそのように話をしたところではありますが、在職中はもとより、本省に戻られた後も、本県の実情を把握した宮崎の協力的な応援団として、また、国と宮崎県のパイプ役として重要な役割を果たしていただき、大変心強く思っているところでもあります。

この間、私自身、知事としての任期を重ねる中で、一昨年11月には、本県の知事としては初めて、全国知事会の地方税財政常任委員長という要職を任されました。

さらに昨年は、政府税制調査会の特別委員及び国土強靱化の有識者会議であります「ナショナル・レジリエンス懇談会」の代表委員に、また今年も、全国知事会の「くらしの安心確立調整本部」の副本部長にも就任したところでもあります。

こうした国と地方に関する政策決定の最前線で仕事をする中で、知事会における存在感や、国に対する発言力、影響力が強まってきたものと自負しております。

国とのパイプということもございますし、自分が総務省時代にいろいろお世話になった審議会の学識経験者等とは、今も様々な交流を行い、そういう委員会に所属する中で、そういう人間関係というのも非常に生きている。

先日も、地方財政審議会のヒアリングを、知事会を代表して受けたところではありますが、その様々な委員からも、引き続き御指導もいただいているところでもあります。

防災・減災、国土強靱化対策や、新型コロナ、物価高騰などに対応した臨時交付金の増額なども、地方を代表して国に強く要請してきたからこそ実現したのと考えております。

引き続き、国と密接に連携を図りながら、ま

た、私自身がこれまで丁寧に築き上げてきた国との人脈なども活用しながら、宮崎の発展に向けて、実績を積み重ねてまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 知事におかれましては、これまでと同様に、国との良好な関係、つながりを保っていただき、本県のさらなる発展に尽力していただきますよう、お願いいたします。

次に、県内経済状況の実態についてお伺いします。

民間調査会社の令和4年度上半期における全国の企業倒産状況を見ますと、件数では、前年同期比0.5%増の3,060件、負債総額は、前年同期比179.3%増の約1兆7,088億円となっております。

上半期としては、2年ぶりに前年同期を上回っており、コロナ関連倒産の状況は、前年同期比1.3倍増の1,015件となっており、コロナ関連支援で抑制されていた倒産が、増勢の兆しを強めているとされております。

倒産の内訳を見ますと、コロナ関連倒産が全体の3分の1を占めるとともに、業種別に見ますと、やや減少は見られるものの、サービス業その他が最も多く、農・林・漁・鉱業、建設業、運輸業、情報通信業の4つの産業が前年同期を上回っている状況であります。

このような中、県別の状況を見ますと、九州・沖縄では、本県の倒産件数が最も少ない8件であり、負債総額は佐賀県に次いで少ない19億円となっております。

本県では、倒産件数は少ない状況にありますが、長期化する新型コロナの影響や原油・原材料高の影響により、先行き不透明な中、借入金の元本返済が始まり、資金繰りに窮している事業者も多くいらっしゃると思います。

そこで、中小企業融資制度の新型コロナウイルス感染症関連融資の返済状況と対応について、商工観光労働部長へお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 令和4年8月末における、新型コロナウイルス感染症関連融資の保証債務残高は、1万1,816件の約1,450億円でありまして、このうち約7割の事業者で現金返済が始まっております。

こうした中、借入金返済が困難な事業者に対しましては、まずは、元金返済の据置期間の延長などの条件変更による負担軽減が必要となりますことから、国及び県から金融機関に対しまして、繰り返し、事業者の実情・要望に添った対応を要請しているところでございます。

これを受けまして、金融機関や県信用保証協会におきましては、事業者からの条件変更について、最大限柔軟に応じていただいているところでありまして、新型コロナ関連融資以外の融資を含めて、令和4年4月から8月までの5か月間で、1,042件、約125億円の条件変更に応じているところでございます。

**○外山 衛議員** 国と県、保証協会、金融機関が連携して、新型コロナ関連の債務につきましては、返済猶予などの条件変更に対応されているということではありますが、それ以外の、最近の中小企業融資制度における金融支援等の取組状況について、商工観光労働部長へお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 県では、原油価格や仕入価格の高騰分を価格に転嫁できず、利益が減少している中小企業者を対象としまして、今年7月に「原油・原材料高対策特別貸付」を創設し、中小企業の資金繰り支援を行っているところであり、8月末現在の信用保証協会による保証承諾の実績は、421件、50億円

以上となっております。

また、県、信用保証協会、金融機関、商工団体等で構成します「中小企業支援ネットワーク」におきまして、事業者の経営改善などに向け、関係機関が連携しながら、支援者向けの研修や相談体制の充実を図るとともに、依然として厳しい経済環境下にあっても、新たな販路開拓に果敢にチャレンジする事業者を支援するため、合同商談会の実施などを予定しているところでございます。

**○外山 衛議員** 本県の倒産件数を見ますと、今のところ低水準で推移しており、これまでの金融対策の成果が出ているとは思いますが。

しかしながら、経営者としては、当面の運転資金の確保は、日々頭を悩ます切実な問題でありますので、引き続き血の通った支援をお願いしたいと思います。

また、資金の融通にとどまらず、アフターコロナを見据えた上で、ピンチをチャンスと捉える発想により、県内企業の競争力を高めていく取組を強力に推し進めていくことが求められると思います。

そこで、本県の中小企業振興対策の現状と今後の方向性について、知事にお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県の経済主体はほとんどが中小企業でありまして、地域経済の活性化や雇用の創出をはじめ、地域コミュニティーの担い手として地域づくりにも貢献をいただくなど、本県経済にとって極めて重要な役割を果たしております。

県ではこれまで、こうした中小企業の持続的な発展に向けまして、フードビジネスなどの成長産業の振興や、本県経済を牽引する成長期待企業への集中的な支援などに取り組むとともに、長期化するコロナ禍や原油価格・物価高騰

等に直面する中小企業に対し、円滑な資金繰りの支援をはじめ、新たな事業分野への進出を支援するなど、様々な施策を講じてきたところであります。

今後、重要性が高まりますデジタル化やゼロカーボンなど、中小企業が取り組むべき課題は多数ありますが、県としましては、今議会にもお願いしております「宮崎再生基金」等も活用しながら、引き続き、市町村や商工団体などと連携し、中小企業の経営基盤の強化や生産性向上に向けた取組を支援するなど、一日も早い本県経済の再生に向けて、全力で取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** ただいま知事からも力強い答弁をいただきました。今後の企業の状況について注視していただくとともに、引き続き、事業者の業績が早期に回復するよう、有効な対策や支援を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

次に、生活困窮者への支援についてお伺いします。

新型コロナの長期化により、生活に困窮する方々への影響が懸念されます。令和2年3月から、国の生活福祉資金特例貸付制度が導入され、休業等により、一時的に収入が減少した世帯向けの緊急小口資金、失業等により生活の立て直しが必要な世帯向けの総合支援資金が多くの方に利用されていると思います。

そこで、本県における生活福祉資金特例貸付の現状について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県における令和4年8月末時点の生活福祉資金特例貸付の実績としましては、緊急小口資金、総合支援資金の合計で、約2万2,000件、96億3,000万円

の貸付け決定が行われているところであり  
ます。

令和4年3月末時点の実績では、約2万1,000  
件、91億8,000万円でありましたので、ここ5か  
月間で約1,000件、4億5,000万円の貸付け決定が  
行われており、いまだ需要がある状況が続いて  
おります。

このため、国におきましても、先月末までの  
予定としていた申請期限を1か月延期し、9月  
末までとされたところであります。

**○外山 衛議員** この貸付けの償還は、当初、  
借入れ後1年以内に開始される予定でありまし  
たが、新型コロナの影響を受け、引き続き経済  
的に困難な状況にある方への配慮から、これま  
で複数回にわたり延期されてきました。

しかしながら、いよいよ来年1月から、順次  
償還が開始される予定と聞いております。

住民税非課税世帯につきましては、償還が免  
除されるなど一定の配慮が行われているところ  
ではありますが、収入がコロナ前の水準まで戻  
らないまま償還が始まる方もいらっしゃるの  
ではないかと思えます。

そこで、令和5年1月から生活福祉資金特例  
貸付の償還が開始されるに当たり、県はどのよ  
うな支援に取り組んでいかれるのかを福祉保健  
部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、今  
後の償還が、借入れを行われた方の生活の立て  
直しの妨げにならないよう、必要な方には、福  
祉事務所の生活困窮者に対する自立相談窓口で  
個別に自立支援計画を作成し、ハローワークと  
の連携による就労支援や家計改善の指導など、  
計画的な返済に向けて支援を行っているところ  
であります。

しかしながら、コロナ禍の物価高騰等の影響

により、他の借入れも含め、予定どおりの返済  
が困難となることも予想されます。

このため、返済や債務整理の法律相談を希望  
する方につきましては、法テラスの無料法律相  
談を案内するとともに、収入要件等により対象  
外となる方については、法律相談料を支援して  
いるところであります。

今後とも、これらの事業を活用しながら、必  
要な支援に取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** コロナ前のように生活の立て  
直しを図ることは、簡単なことではないと思い  
ますが、これからも生活に困窮されている方々  
一人一人に寄り添った取組を行っていただきま  
すよう、お願いいたします。

次に、介護人材確保対策についてお伺いしま  
す。

少子高齢化のさらなる進展に伴い、高齢者は  
増加する一方で、その方々を支える若い世代の  
人口は減少していくため、様々な分野で将来の  
人材が不足すると見込まれております。

介護分野におきましても、令和3年3月に策  
定されました「宮崎県高齢者保健福祉計画」に  
よりますと、2025年には約2,600人、2040年には  
約9,600人の介護人材が不足すると推計されて  
おります。

そのような中、県内の介護人材の不足は、低  
賃金であることがその要因であると指摘した報  
道がございました。

そこで、本県の介護職員の給与の状況と、給  
与の引上げに向けた県の取組について、福祉保  
健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 本県の福祉  
施設などで働く介護職員の給与は、国の調査に  
よりますと、令和3年で月額21万2,400円であ  
り、全産業平均と比べ、5万円余り低い状況に

あります。

このような中、県では、介護職員の給与に配分される処遇改善加算の取得促進を図るため、介護事業所を対象にしたセミナーの開催や、社会保険労務士による個別の助言等に取り組んでおり、県内の取得率は、令和4年9月現在、介護職員処遇改善加算で91.7%、また、経験や技能のある介護職員に重点配分される介護職員等特定処遇改善加算で、59.2%となっております。

県としましては、介護職員の給与の引上げに向けて、引き続き加算の取得促進に努めてまいります。

**○外山 衛議員** 多くの事業者が介護職員の給与引上げに向けた国の加算制度を活用できるよう、県としての取組も引き続き行っていただきたいと思っております。

しかしながら、この職業に就職したい、こういう職場で働きたいと思ってもらえるかどうかは、確かに賃金も一つの要素であるとは思いますが、仕事のやりがいや、安心して働き続けられる職業という、いいイメージを持つことも、非常に重要なポイントになっているのではと思います。

厚生労働省の令和3年度介護労働実態調査によりますと、本県では、「腰痛など身体的負担がある」という回答が33.3%、「業務に対する社会的評価が低い」という回答が23%という結果が出ております。

今後も増加が見込まれる介護ニーズに対応していくためには、こういった職員の悩みや不安の解消により、介護人材の確保につながる取組が求められていると考えております。

そこで、要介護者の増加等により介護人材の不足が課題となる中、人材確保に向けた県の取

組について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 議員御指摘のとおり、介護人材の確保のためには、給与だけではなく、労働環境の改善や介護の魅力発信も大変重要だと考えております。

このため県では、職員の負担軽減や介護現場の業務効率化を図るため、ベッドから車椅子への移動支援等を行う介護ロボットや、介護記録の作成等をサポートするソフトなどのICTを導入する経費の補助を行っております。

また、介護に対するイメージアップを図るため、福祉系高校生が中学生に介護のやりがい等を伝える交流会の開催や、テレビ番組を活用した幅広い世代への情報発信等に取り組んでおります。

県としましては、今後増加する介護ニーズに対応するため、引き続き介護人材の確保に努めてまいります。

**○外山 衛議員** ほかに、保育士等の人材確保も課題となっていると思いますが、一方で、新型コロナの影響や少子化等に伴い、全国の待機児童は過去最少となっております。

これまで待機児童ゼロを目指して整備してきた保育所等につきましては、定員割れの問題が懸念されますので、今後の見通しを分析した上で、適正な定員数などについても検討していただきますよう、お願いいたします。

次に、観光関連産業についてお伺いします。

新型コロナの影響により、県内の宿泊事業者をはじめ、旅行業やお土産販売、交通事業者など、県の観光を支える事業者は非常に厳しい経営を強いられております。

県では、感染防止対策を講じながら経済対策に取り組んでおりますが、コロナ収束が見通せない中、経済対策を効果的なものにし、継続的

に取り組む必要があると思います。

県は、県内の観光関連事業者を支援するため、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンや教育旅行の推進など、様々な観光施策に取り組んできております。

そこで、コロナ対策として取り組んできた観光施策の効果について、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 県では、新型コロナの影響を受けている観光関連事業者を支援するため、様々な観光施策に取り組んでおりますが、このうち、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの昨年度末までの利用実績は、宿泊割引が約50万6,000人、日帰り旅行割引が約3万6,000人となったところでございます。

また、県内での教育旅行に対する貸切りバス費用の支援などにより、昨年度の受入れ実績は315校、延べ2万4,730人泊となり、コロナ前の令和元年度と比較をしますと、学校数で5倍以上、参加者数で7倍以上と大きく増加しました。

これらの事業によりまして、県内旅行需要の喚起が図られ、観光産業の下支えに役立ったものと考えており、今後とも、感染状況を見極めながら、本県の強みを生かした観光施策に取り組むことにより、県内経済の早期回復を図ってまいります。

**○外山 衛議員** 次に、インバウンド対策についてお伺いします。

国は今月7日から、1日当たりの入国者数の上限を2万人から5万人に引き上げ、入国時の陰性証明を不要とするなど、水際対策を緩和いたしました。

今後、外国人観光客の入国が増加するものと考えますが、国際線の運航は一部の空港に限ら

れ、海外クルーズ船も日本の港への寄港が解禁されていないことから、本格的にインバウンドを回復させるためには、少し時間がかかるものと思われま

しかしながら、このような中であっても、本県のインバウンドを早期に回復させるため、宮崎空港国際定期便の再開や、海外クルーズ船の寄港再開に向け、できることは少しでも早く取り組む必要があると思っております。

県では、宮崎再生基金を創設し、インバウンド拡大準備に取り組んでいくとのことですが、本県のインバウンド対策について、今後どのようなところに重点を置いて取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 県では、早期の本格的な外国人観光客の受入れ拡大に向け、宮崎再生基金を活用し、まずは、国際定期便の運航が再開されている福岡空港などの他県空港を経由した誘客対策に重点を置くこととしております。

具体的には、今議会にお願いしております「インバウンド緊急誘客促進事業」におきまして、韓国・台湾・香港を対象に、海外旅行会社等と連携した取組を実施し、宮崎空港発着の国際定期便の早期再開につなげてまいりたいと考えております。

また、大きな経済効果が期待できます海外クルーズ船につきましては、現在、寄港再開に向け、国の動向や船会社の運航計画等について情報収集を行っているところでございますが、今後は、地元自治体等と連携し、船会社に対して本県への寄港を積極的に働きかけてまいります。

**○外山 衛議員** 次に、「日本のひなた」プロモーションについてお伺いします。

「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズと、ひなたロゴマークは、平成27年から本県プロモーションに活用されているところであります。

令和9年に本県開催が内定しております、第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会においても、愛称が「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に決定しております。

全国から競技者やその関係者をお迎えする大会であり、愛称に「ひなた」という言葉が用いられていることは、温かいイメージにふさわしいようにも感じられます。

しかしながら、プロモーションに活用するキャッチフレーズは、数ある地域の中から宮崎県が選ばれるための強さを感じられるものであることも必要ではないかと考えます。

「日本のひなた」は、温かく、優しいゆったりしたイメージであり、打ち出しが弱いようにも思っているところであります。

そこで、「日本のひなた」は、プロモーションに活用するキャッチフレーズとして、やや強いイメージに欠けるのではないかと考えますが、知事のお考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズは、温暖な気候や温かい県民性、太陽の恵みで育まれた豊かな食、神話の地など、本県の様々な魅力を象徴的に表現するものとして、県民アンケートや各種団体との意見交換を経て決定し、積極的にプロモーションを展開しているところであります。

「ひなた」というのは、まさに本県を象徴するイメージであり、かけがえのない資源でもあり、そして誇るべき価値でもある。そのように考えております。

これまでの取組で、県内企業・団体におい

て、ポスターや商品パッケージにロゴマークを採用いただくことによりまして、県全体の一体感が醸成されてきたほか、全国展開の企業でも様々なタイアップ企画が実施されるなど、本県の認知度、魅力度の向上につながっているものと考えております。

各自治体には、それぞれの狙いを込めて、様々なキャッチフレーズが使われております。例えば、香川の「うどん県」といったようなものは、とても直接的でインパクトはありますが、それで広がりがあるかという点、そうではないということがありますし、一方で、本県は以前「太陽と緑の国」ということが言われておりました。まさに宮崎はそうだよねと思わせる力があり、その言葉自体は今頻繁に使われているわけではありませんが、我々の意識の奥底にしっかりと定着している、そういうコンセプト、キャッチフレーズではないかと考えております。

「ひなた」には、人々に希望と活力をもたらす力があり、宮崎の魅力はそういった「ひなた」の力で育まれたものであり、本県の強みである食もスポーツも、まさに「ひなた」の力に支えられたものである。そういう広がりがある言葉ではないかなと考えております。

「ひなた」という、今御指摘がありましたような、明るくぼかぼかと、のんびりした温かいイメージ、そういったイメージを具体的な宮崎の魅力と結びつけながら、この「日本のひなた宮崎県」を、引き続き全国に向けても発信してまいりたいと考えております。

**○外山 衛議員** 人口減少が進む現在、地域間の魅力の競争時代を迎えております。

これから、この厳しい競争を勝ち抜いていくためにも、「宮崎の最高の栄養素」である力強

い太陽の光のように、全国さらには世界へ、引き続き本県の魅力を発信していただきますようお願いいたします。

次に、水産業についてお伺いします。

カツオ・マグロ漁業は、本県の主要な漁業であるとともに、特に県南の地域経済を支える重要な産業の一つであります。

このような中、長引く新型コロナの影響や、今春からの急激な資材等の高騰の影響を大きく受けていると考えており、今期のカツオ・マグロの漁模様につきましては、大変気になるところであります。

そこで、今期の本県カツオ・マグロ漁業の状況について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今期のカツオ・マグロ漁業の状況につきましては、漁協への聞き取りによると、漁獲の対象となるカツオやキハダマグロなどの来遊が少なかったことから、8月末現在の1経営体当たりの漁獲量は、平年と比較して1割程度減少しております。

一方、単価は、両漁業ともに平年の約2割高の高値で推移しており、1経営体当たりの水揚げ金額は、カツオ一本釣り漁業で平年比108%、マグロはえ縄漁業で平年比111%となっており、いずれも平年を上回っております。

**○外山 衛議員** 漁獲量は少ないものの、漁獲金額につきましては、平年を上回っているということで、ひとまず安心しております。しかしながら、カツオ・マグロ漁業は遠方まで出漁することから、燃油や資材高騰の影響を非常に大きく受ける漁業であります。

地元漁業者からは、燃油高騰に加え、漁船の運航に不可欠な潤滑油や、漁労に不可欠な漁具、修繕に必要な船底塗料などが値上がりしており、今後の経営継続に不安があるという声を

聞いております。

そこで、カツオ・マグロ漁業に対する物価高騰対策について、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 物価高騰の影響により、スチロール箱などの漁業用資材の価格が令和2年度と比べ約15%上昇しており、資材の費用が経費の約2割を占めるカツオ・マグロ漁業においても、早急な影響緩和対策が重要であると認識しております。

このため、県漁連などに対して資材販売に係る経費への補助を行い、価格上昇を抑制するための対策に取り組んでいるところであり、加えて、カツオ・マグロ漁業者に対しては、負担が大きい漁船の整備・修繕費用への支援を行っております。

県としましては、今後も物価高騰による水産業への影響に注視し、漁業者が安心して経営を継続できるよう努めてまいります。

**○外山 衛議員** 今後の漁業経営継続への不安解消に向けて、一層の努力をお願いいたします。

一方、今年のうれしい話題としては、3月の総務省家計調査で宮崎市が、1世帯当たりのカツオの購入頻度と購入額で高知市を初めて上回り、全国1位となりました。ギョーザに続いての日本一であります。

また、県内の水産物には、カツオやマグロのほか、まき網漁で漁獲されるアジ、サバ、イワシ、養殖ブリやカンパチ、ほかにもウナギも有数の産地であります。

安定的な漁業経営を維持するためには、積極的な消費拡大対策が必要と考えます。

そこで、県産水産物の消費拡大に向けた知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、近海カツオ一本釣り漁業や沿岸マグロはえ縄漁業の生産量が全国1位であるほか、全国3位の生産量を誇るウナギや、まさに今、旬を迎えておりますイセエビ、さらには養殖ブリやカンパチなど、豊富な水産資源に恵まれております。また、官民一体となって作り上げました、「みやぎきキャビア1983」といった、世界に誇れるブランドもございます。

私は、本県の水産物は高いポテンシャルを持っており、これらの魅力を全国に発信していくことが重要であると考えております。私自身、宮崎初かつおフェアなど、様々な機会を捉えて情報発信に努めているところであります。議員から御指摘のあった、カツオの消費量日本一、私も宮崎初かつおフェアで、カツオを抱えた写真をポスターに使っていただいておりますので、個人的にも大変うれしい思いがしたところであります。

高齢化の進展や担い手不足に加え、燃油の高騰など厳しいものがありますが、漁業者が安心して経営を維持発展していくためには、県産水産物の消費拡大が何より重要でありますことから、今後ともその魅力を最大限引き出せるよう、私が自ら先頭に立って、これからもPRに努めてまいります。

○外山 衛議員 引き続き、本県水産業の成長産業化を目指し、積極的な施策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、東九州自動車道の整備についてお伺いします。

東九州自動車道の清武南―日南北郷間は、平成10年度に事業化されましたが、地盤が特に悪く、芳ノ元トンネルなどにおきまして、計画時には想定していなかった地滑りが発生するなど

し、その対策に長い時間を要しております。

その間には、遅れて平成15年度に事業化されました日南北郷―日南東郷間が、平成30年3月に、先に開通いたしました。

この開通により、県南地域に、観光や経済の面で一定の効果をもたらしましたが、高速道路は途切れなくつながってこそ、本来の効果を発揮できるものであります。

事業開始から25年という長い年月がかかりましたが、ようやく今年度予定されている清武南―日南北郷間の開通を目前に控え、九州全体の高速交通ネットワークによいよ県南地域が組み込まれるという意味で、大変期待をしているところであります。

また、東九州自動車道の県南区間におきましては、清武南―日南北郷間のほか、日南東郷―油津間、油津―南郷間、奈留―夏井間で事業が進められているところであり、これら事業中区間の整備促進も図る必要がございます。

そこで、県南区間における事業中区間の整備状況について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（西田員敏君） 東九州自動車道の県南区間については、まず、清武南―日南北郷間では、開通に向けて舗装工事などが発注されたほか、芳ノ元トンネル周辺の地滑り対策工事も順調に進んでいると伺っております。

次に、日南東郷―油津間では、日南市の益安地区や平野地区で工事が進められており、今後、広渡川と酒谷川の合流部に架かる橋梁工事に着手すると伺っております。

最後に、油津―南郷間と奈留―夏井間では、トンネルや橋梁などの調査・設計が進められており、日南市及び串間市のそれぞれの区間において、今年度、工事に着手すると伺っております。

県としましては、今後とも、国や沿線自治体と一体となって用地の先行取得を行うなど、事業促進を図ってまいります。

**○外山 衛議員** 清武南一日南北郷間につきましては、順調に工事が進んでいるとのことで、開通の知らせを期待して待ちたいと思います。

また、油津－南郷間、奈留－夏井間につきましては、来月29日に日南市及び串間市で着工式を行うと、先週金曜日に国から発表がございました。

このように、事業中の各区間におきまして、整備の状況が徐々に形となって見えてきており、大変うれしく思っております。

しかしながら、南郷－奈留間が未事業化区間として取り残されているなど、全線開通はいまだ道半ばであります。

そこで、東九州自動車道の全線開通に向けた知事の意気込みをお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 東九州自動車道につきましては、今年度、待望の清武南一日南北郷間が開通予定でありまして、いよいよ日南市から北九州市までが結ばれる。この効果というものは、県南地区にとって地域振興を考える上では極めて大きなインパクトがあるものと楽しみにしているところであります。

また、今御指摘がありましたとおり、来月29日には、油津－南郷間と奈留－夏井間の着工式を日南市及び串間市それぞれで開催する予定であるなど、着実に整備が進んでおります。

一方で、南郷－奈留間が唯一の未事業化区間として残されております。全長436キロのうち、唯一ここは最後に残るということでありまして、広域観光や地場産業の振興、南海トラフ地震など災害時における人命救助や物資の輸送のためにも、早期のミッシングリンクの解消が重

要と考えております。

このため、コロナ禍にありましても、例えば、オンラインで国交省幹部への要望活動を行うとか、政府要人が来県された場合の要望活動を行うなど、あらゆる機会を捉えて、国に対して、整備が遅れている本県の実情を強く訴えてきているところであります。

今後とも、私が先頭に立ちまして、沿線地域の皆様と心をつにし、県議会の皆様の御協力もいただきながら、一日も早く全線開通するよう全力で取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 知事におかれましては、東九州自動車道建設促進協議会の会長として、建設促進地方大会や中央大会のほか、地元の日南市や串間市との合同の要望活動などにおきまして、全線開通にかける地域の熱い思いを繰り返し国へ届けていただいております。

東九州自動車道の全線開通は、県民の悲願であります。知事、我々議員、沿線自治体などの関係者の皆様及び地元の皆様が一体となって、地域の声を上げ続けていく必要があると考えます。

一日も早い全線開通に向けて、私たちも一緒になって活動していきますので、知事におかれましても、取組をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、油津港についてお伺いします。

油津港は、県南地域の物流の拠点として、地域経済を支える重要な社会基盤であることから、これまで県には、岸壁や防波堤等の整備に取り組んでいただいております。

このような中、先ほど答弁にございましたように、東九州自動車道清武南一日南北郷間が今年度開通予定ということで、これにより高速道路と油津港とのネットワークが充実し、油津港

に対する需要がより高まり、貨物のさらなる増加に期待をしているところでもあります。

また、先ほど申し上げましたが、国が新型コロナの水際対策を緩和しましたので、今後さらに制限が緩和され、油津港へのクルーズ船の寄港が再開し、本県の経済活性化につながっていくことを期待しております。

このように、今後、油津港の果たす役割がますます重要になってくると思われませんが、油津港の今後の整備について、どのように取り組まれるのかを県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 油津港につきましては、近年、原木の取扱量が増加しているところであり、議員御指摘のとおり、東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通により、港へのアクセスが大きく向上し、貨物のさらなる増加が期待されております。

このため、現在、効率的な荷役作業を目的とした防波堤の延伸工事や、岸壁などの老朽化対策工事を計画的に進めているところでありませ

さらに、船舶の大型化や貨物の増加に対応するため、昨年度末、港湾計画において、10号岸壁延伸の一部変更を行い、現在、早期事業化に向けて、国と協議を進めているところでありませ

今後とも、社会・経済情勢の変化を的確に捉えながら、地域の産業発展を力強く後押しできるよう、油津港の整備に取り組んでまいります。

**○外山 衛議員** 10号岸壁は、王子製紙のチップなど、県南地域の経済を支える岸壁であり、大規模災害時の緊急物資の受入れやクルーズ船の寄港にも使用される、本県にとりまして大変重要な岸壁であります。

岸壁のさらなる機能向上を図るためにも、延伸工事の早期事業化に向け、しっかり取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

最後に、G I G Aスクール構想についてお伺いします。

文部科学省がG I G Aスクール構想を打ち出し、本県でも、小中学校では令和3年度から、高校でも今年の1年生から順次、1人1台端末環境での学習がスタートしております。

先日、文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の速報値が出されました。

調査の内容では、ICT環境の整備状況に関し、コンピューター1台当たりの児童生徒数の割合などが改善されている一方で、教員のICT活用指導力は、全国の平均を下回る結果となっております。

そこで、先日公表されました「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」の結果について、教育長はどのように受け止めているかをお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 学校におけるICT環境の整備状況につきましては、教育用コンピューターの整備率や、統合型校務支援システムの整備率など、前回から数値が大きく向上し、8項目のうち5項目で全国平均を超えるなど、順調に進んでいると感じております。

しかしながら、教員のICT活用指導力につきましては、前回よりも数値が向上し、伸びは全国平均を上回ったものの、4項目全てで全国平均を下回る結果となっておりまして、まだまだ不十分であると重く受け止めております。

今後、ICTを活用した学びがより一層加速する中、G I G Aスクール構想の狙いである多様な児童生徒一人一人に応じた学びを実現する

ためには、教員のICT活用指導力のさらなる向上は喫緊の課題であると考えております。

○外山 衛議員 先生方が忙しい毎日を送る中で、ICT活用に関して自己研さんをされた結果が、今回の伸び率につながっているものと思いますが、教育長が受け止めておられるとおり、GIGAスクール構想の着実な推進のためには、教員のICTを活用した指導力の向上は大変重要な課題であると思っております。

そこで、教員の指導力を上げるために、具体的にどのような取組をされているかを教育長にお伺いします。

○教育長(黒木淳一郎君) 県教育委員会では、全ての公立学校のICT担当者を対象とした研修会や、ICT活用を苦手とする教員を対象に、アプリケーションの基本操作を身につけるための研修を実施したり、研究モデル校を指定して、デジタル教材の活用や授業公開を行うとともに、活用事例をまとめた動画を配信するなど、教員のICT活用指導力に差が出ないよう取組を強化してきたところであります。

また、情報モラル教育を重要な課題と位置づけ、モデル地域で実践研究を行っておりまして、その成果の県内全域への普及に、今後取り組んでまいります。

今後も引き続き、教員の力を最大限に引き出し、先生方に自信を持ってもらい、誰一人取り残さない教育活動を実現するため、教員のICT活用指導力の向上を進めてまいります。

○外山 衛議員 子供たちの学びが大きく変わる大事な時期を迎えております。地域や学校の規模にかかわらず、全ての学校で子供の力を最大限に伸ばす授業が展開されますよう、引き続き、教育行政と学校が一丸となって頑張ってくださいようお願いいたします。

以上で質問を終わります。お疲れさまでした。(拍手)

○二見康之副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時59分休憩

---

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、函師博規議員。

○函師博規議員〔登壇〕(拍手) トリを務めさせていただきます。

今年の7月24日午後3時15分頃、都農町尾鈴山で開催された尾鈴滝めぐり登山イベントに参加した男性が遭難したおそれがあると、高鍋署に通報がありました。高鍋署や消防など約70人体制で捜索が行われましたが、当日も翌日も男性は発見されることなく、人命救助において72時間の壁と言われる、生存率が著しく低下するタイムリミットが迫る3日目になって、ようやく男性は発見されました。男性は登山道から4～5メートル下の沢付近で座っているところを発見されたのですが、後頭部の打撲や全身に擦り傷があり、疲労で会話が難しいほどの衰弱状態で発見されました。

また、今年の8月6日午前9時35分頃、同じく都農町尾鈴山を登山中の男性が、登山道にあった倒木を乗り越えようとして、誤って急斜面を10メートルほど滑落されました。谷底から何とか携帯電話で救助要請をされ、県防災ヘリが急行し、ピックアップにより救出に成功しました。九死に一生を得られたのです。

ほんの2週間余りで2件の遭難事故が発生したのです。尾鈴山は日本二百名山に数えられ、

国の名勝にも指定されている尾鈴瀑布群があり、その中でも矢研の滝は、日本の滝100選にも選ばれています。そして、その一帯は県立自然公園となっています。繰り返します、県立公園なんです。

今回、立て続けに発生した遭難事故は、この県立公園内の県が管理する長距離自然歩道、いわゆる九州自然歩道内で発生しています。

管理責任のある県は、安全確保策を十分に講じていたのか、後ほど具体的な内容についてお聞きしてまいります。まずここでは、尾鈴県立公園のほか祖母傾、西都原杉安狭、母智丘関之尾、わにつか、そして矢岳高原と6つの県立公園がありますが、この県立公園内において歩道利用者の安全確保は果たして十分だったのか、知事は県の責任をどのように認識しておられるのかを壇上でお聞きいたします。

あとの質問につきましては、質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

県立自然公園内における九州自然歩道利用者の安全確保は、施設管理者としての県の責務でありますので、案内看板等により利用者への注意喚起を行うほか、地元市町に委託している巡視、草刈り等の維持管理を通じて、危険箇所の把握に努めるとともに、維持管理で対応できない歩道の陥没や倒木等については、市町からの報告を受け、県が復旧等の対応を行っております。

また、老朽化等により利用に支障を来している歩道については、優先度の高い箇所から整備を行っているところであります。

私も尾鈴瀑布群は以前、妻と一緒に歩いたこともあります。自然豊かな非常に素晴らしい

道だなということを感じたところであります。

九州自然歩道の中には、昔から使われてきた山道など、自然の状態をそのまま生かしたコースもあり、全てが整備されている状況にはありませんが、今後とも、多くの県民の皆様安心して自然に親しんでいただけるよう努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 知事も登られたことがある尾鈴山なんですけれども、私は先日、その尾鈴山に、事故発生現場の確認も兼ねて、都農町観光協会・川南町観光協会及び役場職員、そして尾鈴山の会の方々と一緒に登ってきました。そして、10メートルも滑落された現場に横たわる登山道を塞ぐ木も確認をしたところ。そして、その登山道を進むにつれて、さらに驚くような状況が目に入ってまいりました。

歩道沿いに敷設してある鉄製の階段が、見るも無残に流木によって破壊され通行不能となっており、その流木をよじ登らないと前進できないところや、朽ち果てる寸前の木製の橋があり、一人ずつしか渡れず、それも足元を確認しながらでないと足がその橋の下に抜けてしまうのではないかと。また極めつけは、県が発注した歩道用の防護柵の取付工事で、2015年に作業中に誤って崖のほうに転落したパワーショベルが、いまだそのまま谷に横たわっていました。そのとき機械と一緒に転落された作業員の方はお亡くなりになっています。

このような状況が、県立公園内で、なおかつ県が整備すべき長距離歩道において、未整備のまま放置されているというのはいかがなものでしょうか。即刻対処すべきと考えますが、環境森林部長のお考えをお聞かせください。

○環境森林部長(河野譲二君) 都農町内の九州自然歩道につきましては、矢研の滝や白滝な

ど、尾鈴山瀑布群の豊かな自然を体感できるルートであります。一部の区間においては、自然災害の影響や施設の老朽化等により、安全な通行に支障を及ぼすおそれがあると考えております。

このため県では、利用者の注意を促す看板の設置などを行っているところもございますが、対応できていない箇所もありますので、今後、さらに町や関係団体の意見を伺いながら、利用者の安全な通行を確保するための施設の改修など、必要な整備に取り組んでまいります。

**○凶師博規議員** 今回、私は現地を確認しながら写真を撮ってきました。その写真を皆さんに見せながら説明したいぐらい荒れ放題であり、とてもあれが登山道と言えるような状況ではございませんでした。

では、県内6か所ある県立自然公園ですが、登山者を含む利用者は年間どれほどいらっしゃるのか、環境森林部長、教えてください。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 環境省の自然公園等利用者数調によりますと、本県の県立自然公園におけるキャンプや登山などの年間利用者数の合計は、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年は約154万3,000人でありましたが、直近の令和2年は約93万8,000人と約4割減少しております。

**○凶師博規議員** コロナ禍前に比べると4割減とはいえ、約94万人の方が今も県立公園を利用しているということですか。

このことを踏まえると、県立自然公園の危険箇所の点検及び整備は、事故が起こってからでは遅く、常日頃から当該自治体などと連携を図りながら、計画的に実施すべきであります。

今後、県が管理する登山道及び長距離自然歩道に関して、どのように安全確保策を図ってい

かれるのか、再度、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（河野譲二君）** 県が管理します登山道については、霧島錦江湾国立公園内の韓国岳登山道など3ルートがあり、維持管理を委託している団体や、国、関係市町から登山道の状況について情報を収集し、必要な改修等を行っているところでありますが、今後も、関係市町等と適宜意見交換を行うなど、引き続き連携し、対応してまいります。

また、九州自然歩道につきましては、令和2年度に全線で行った現況調査の結果を関係市町と共有し、施設改修等の要望に随時対応しているところでありますが、今後、調査結果を基に、整備を要する箇所の選定を促すとともに、関係市町の意見を伺いながら、必要に応じ合同で現地確認を行うなど、連携を図ってまいります。

**○凶師博規議員** 令和2年度に全線の調査を行ったということです。その調査結果が随時上がってきている状況だと思われます。あまりにも危険な状況が放置されていることは見過ごせません。

現在、都農町において都農（尾鈴）キャンプ場や矢研の滝までの歩道を中心とした再整備検討会が発足しており、来年度からの整備実施に向けて準備が進められています。

キャンプ場が再整備されても、登山道が放置されたまま、荒れたままでは何の意味もありません。ぜひ一体となった再整備を進めることを求めます。

次の質問に移ります。中山間地の創生拠点整備状況と今後の展望について伺ってまいります。

本県におきましては、中山間地域振興計画を

策定するに当たり、中山間地域の実態調査が行われていますが、その内容は、県内には1,861集落あり、そのうち集落の高齢化率が50%以上の集落が602あるということでもあります。これは、8年前に同様の調査を行ったときに268集落だったので、8年で倍以上に増えているということでもあります。

また、現在住んでいる地域への居住を続けるか否かの意向アンケートを実施したところ、実に89.5%の集落代表者が、「住み続けたい」「できることなら住み続けたい」と回答されています。

知事は、日頃から各市町村に足を運ばれ、地域の実情を肌で感じ、そこに住む県民の声に耳を傾けてこられていると思います。

そこで知事に、中山間地及び農漁村の暮らしを守ることに、どのような認識、見解をお持ちかお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 中山間地域は、豊かな自然や伝統文化、地域のつながりなど様々な魅力を備えた地域ではありますが、急激な人口減少や高齢化によりまして、将来への不透明感が増しております。

私自身も様々な地域に足を運ぶ中で、地域住民の皆様から、担い手の不足、買物・医療・福祉など生活に必要なサービスの維持につきまして、様々な御意見、また要望もいただいているところでもあります。

こうした中で、多くの方々が、自然と共生した生活や地域に根づいた伝統文化などを継承していこうと努力されておりました、何としましても、この多様でかけがえのない中山間地域の暮らしを将来に引き継いでいかなければならぬ、そのように考えております。

そのためには、まさに今、安心して暮らして

いけるよう、環境を整えておく必要があると考えておりました、県では、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する生活圏づくりでありますとか、移住定住の促進、デジタル等の新技術や地域資源を活用した稼ぐ力の向上などに全庁を挙げて取り組んでいるところであります。

今後とも、市町村や地域住民の方々と一体となって、中山間地域の暮らしを守ってまいります。

**○函師博規議員** 中山間地の暮らしを全力で守っていきますという、非常にきれいな答弁はあります。

しかし、山の暮らし、海の暮らしを守るというのは、行政の効率化の対極にあります。中山間地での介護難民や交通難民、買物難民、それぞれの解決策は、ともするとコンパクトシティを形成すればいいのかもしれない。

それはあくまでも行政目線のエゴに過ぎず、やはり住み慣れた地域や家で人生最後まで過ごしたいという願いは多く、またその願いに寄り添うサービスを構築することこそが、行政の役割の中心にあるべきと私は考えます。

国は2014年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、創生拠点を定義し、周辺集落などをつなげ小さな拠点をつくることで再活性化を図ろうとしています。

具体的には、国は2024年度までに創生拠点を全国で1,800か所まで増やすことを目標とし、この事業を利用して5年間で拠点集落を最も増やしているのが、お隣の鹿児島県であります。鹿児島県は76か所増の結果を出しています。次いで兵庫県が45か所増、山口県が43か所増という形で、拠点集落をどんどんつくる、どんどん広げるということで、中山間地の暮らし

を守ろうとしています。

それではまず、国の創生総合戦略における創生拠点、いわゆる小さな拠点形成事業はどういった内容なのか、その事業の活用事例、本県ではどういうものがあるのかを含めて、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 国が推進しております「小さな拠点形成」の考え方につきましては、複数の集落が散在する生活圏の中で、商店や診療所、集会所など、日常生活に必要な施設・機能を確保し、さらに、周辺集落との間を交通ネットワークで結びつけることにより、将来にわたり暮らし続けることのできる地域を目指すものであります。

この「小さな拠点」の形成促進のため、地方創生推進交付金をはじめとするソフト・ハード両面の支援が用意されておりまして、県内では、五ヶ瀬町の商店街振興計画策定や、美郷町の図書館と公民館を集約した複合施設の整備などが行われております。

また、県におきましても、この地方創生推進交付金を活用した移動スーパー等の導入支援などに取り組んでいるところであります。

**○図師博規議員** 県の事例も紹介されました。鹿児島県柏原地区では、郵便局が撤退したことを機に、簡易郵便局業務の運営を地域が受託し、周辺30集落の拠点としたり、兵庫県長谷地区では、地元農協が日用品店やガソリンスタンドの運営から撤退したことをきっかけに、地域約300世帯が出資して株式会社を設立するなどしています。

どちらも新たに地域住民の雇用を生み、空き店舗の利活用につなげています。本県では、まず、小回りの利く宮崎ひなた生活圏づくり事業からスタートしていると聞きます。

この創生拠点を目指す動きが県内にも複数箇所あるとも聞きますが、現在取り組まれている宮崎ひなた生活圏づくりの事業内容と実績について、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県におきましては、市町村や地域住民と一体となって、複数の集落が連携して日常生活の機能を確保する、宮崎ひなた生活圏づくりに取り組んでいるところであります。

この取組の中で、令和元年度から昨年度までに県内10の地区で、住民参加のワークショップを開催しておりまして、各地区での課題解決に向けた議論が重ねられてきているところでありますが、このうち、都城市庄内地区や串間市市木地区においては、多世代の交流拠点づくりや買物バスの運行といった、具体的な成果にもつながってきております。

このほかにも、住民の主体的な活動として、西都市東米良地区のボランティアによる高齢者の移動手段確保や、椎葉村小崎地区の地域住民が運営する移住者向けお試し住宅の整備などの事例があり、県といたしましても、支援を行ってきたところであります。

引き続き、市町村と連携しながら、地域課題の解決に向けた住民の方々の活動をしっかりと支え、持続可能な中山間地域づくりに取り組んでまいります。

**○図師博規議員** 私が調べたところ、この5年間でも県内で、小規模のガソリンスタンドが70か所以上、あと簡易郵便局は10か所以上も閉鎖になっています。

つまり、その地域の方々が使う拠点がなくなる。ただ、なくなったところを、逆にピンチをチャンスに変えるような取組が、この小さな拠点づくりだと思いますので、積極的な事業展開

を期待しております。

では次に、今年度から施行されている改正種苗法について伺っていきます。

改正種苗法は、国内で開発されたブランド農作物などの種や苗木を海外へ不正に持ち出すことを禁じるとともに、開発者の権利保護が強化されています。

さらに、品種登録されている農作物から採取した種を次の栽培に生かす、いわゆる自家増殖についても、許諾性が導入されています。

これに従い石川県は、高級ブドウのルビーロマンや花卉のエアリーフローラなど、県開発の20品種について自家増殖を禁止し、違反すれば刑事罰の対象としています。

では改めて、本県が品種登録する農作物がどれほどあって、どのような販売流通体制となっているのか、また県登録品種の自家増殖についてはどのような対応となっているのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県では、総合農業試験場において新品種の育成に取り組み、水稲や茶をはじめピーマンの台木やスイートピーなど、現在45の登録品種を有しており、県が、種苗の増殖や販売を許諾した種苗業者等を通して生産者へ販売・流通しているところです。

なお、水稲や茶など24の登録品種は、国の予算等を活用して育成したため、県外の事業者等にも許諾できることとしております。

また、自家増殖については、種苗法改正後、登録品種の権利者の許諾が必要となりましたが、県は権利者として、国のガイドラインを踏まえ、生産振興を図る観点から、接ぎ木増殖により県外流出が懸念されるキンカンなどを除き、原則として自家増殖を認め、生産者の負担

が増えないよう、手続や許諾料を不要とする取扱いとしております。

**○図師博規議員** 県は、国のガイドラインに従い独自の政策を打っているようですが、今年6月28日の宮崎日日新聞に、本県が開発した新品種の茶「はると34」が無許可でネット出品され、種苗法違反疑いで京都府の製茶関連会社員50歳男性が書類送検されるという記事が掲載されました。

「はると34」は、県総合農業試験場茶業支場が1997年から開発に取り組み、2020年に品種登録されたばかりで、「さえみどり」と「さきみどり」を交配し、煎茶では鮮やかな緑色が特徴で、県内主力品種の「やぶきた」よりも早く収穫できるため、今後、高値で取引されることが期待されているものです。

先ほどの部長の答弁によりますと、茶に関しては、県外業者も許諾があれば、購入した苗を転売することは問題ないということでしたが、この京都府の男は、無許可転売したことが権利の侵害に当たると考えられるものです。

では改めて、改正種苗法における権利の侵害及びその罰則規定については、どのような内容になっているのか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 種苗法では、登録品種の種苗を権利者の許可なく増殖し、販売するなどの行為が育成者権の侵害に該当し、この場合、個人では10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金が科せられることとなっております。

**○図師博規議員** 種苗法の罰則規定は非常に厳しいものであります。その改正種苗法の権利保護や、自家増殖の許諾性が導入された内容がありつつも、先ほども言いましたが、県は独自に

改正前と同様の取扱いにしていたり、また、どこからどこが権利の侵害で、抵触した場合には一体どうなるのかなど、大変分かりにくい内容となっています。

農協や農業法人など専門機関については、県の方針も含め理解は得られていると思われませんが、高齢な生産者や兼業農家におかれましては、情報不足により悪気なく法に抵触する場合が出てくるかもしれません。

ゆえに、改正種苗法及び県の方針、また違反した場合の罰則規定など、広く県民に周知していく必要があると考えますが、農政水産部の取組について、部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今回の種苗法の改正内容や本県の登録品種の取扱いにつきましては、国とも連携し、関係機関や生産者等に対して研修会を実施するとともに、本県農畜水産業に関する情報を集約したホームページ「ひなたMAFiN」に掲載するなど、様々な機会を使って広く周知しているところです。

県といたしましては、生産者が優良な品種を適切に活用することは、本県農業の振興にもつながりますので、引き続き、関係機関等と連携しながら適切な種苗法の運用に努めてまいります。

**○図師博規議員** 適切な運営がされるものと思われま。県の方針というのは非常に生産者目線で、理解できるところがあります。

それでは続きまして、児童虐待の件に移ってまいります。

全国的には、児童虐待の相談件数が年間約20万件と過去最高を更新する中で、本県においても、子供や保護者に対するケアの拡充が急務である、そういう状況であることは言うまでもありません。その最前線で対応に当たられるの

が、児童相談所の児童福祉司であります。国は、今年度までに人口3万人に対し1人以上の児童福祉司を配置するよう定めています。しかし、児童福祉司は、大学で教育学などを学んだ方や福祉施設で実務経験がある方が就く専門職で、全国には5,000人ほどしかいらっしゃいません。ゆえに自治体間で取り合いになっている現状があります。

令和3年度実績で、人口当たり最も配置数が多いのは島根県で、人口1万7,661人に対して1人、次いで神奈川県、福井県の順で、トップから最下位の自治体では、実に倍以上の配置の差が生じています。

そこでまず、本県の児童虐待に関する相談件数の推移、そして主なその要因について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 令和3年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,843件であり、前年度の1,883件とほぼ同水準で高止まりしている状況にあります。

その主な要因としましては、全国における児童虐待死亡事件の報道等が増えたことで、県民の虐待への意識が高まったことや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189（いちはやく）」のCMなどで相談窓口の周知が進んだこと、また、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことなどが考えられます。

**○図師博規議員** 相談件数は高い水準で推移していることが分かりました。

では、児童福祉司の今の県の配置状況、また養成状況について、再度、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 児童相談所の児童福祉司につきましては、国が平成30年度に策定しました、児童虐待防止対策体制総合強

化プランの配置基準に基づき、令和4年度は、令和3年度から8名増の63名を配置しております。人口当たりの配置数では、令和3年度の約1万9,000人に1人から、令和4年度は約1万7,000人に1人となっております。

児童福祉司の配置に当たりましては、社会福祉職や心理職を充てているほか、これら専門資格を持った職員のみで基準を充足することは困難でありますことから、一般行政職に必要な専門講習を公費負担により受講させまして、児童福祉司の資格を取得させる対応を行っております。

**○図師博規議員** すばらしいです。令和4年度の数字は、令和3年度になりますが全国トップの島根県の数字と大差なく、今、人口1万7,000人程度での児童福祉司の配置ができているというのは、もう我が県の配置レベルは全国トップレベルにあると言っても過言ではないと思われれます。

それでは次に、その児童福祉司等の働きにより保護された子供たちの受入先の状況について伺っていきます。

国は、新しい社会的養育ビジョンにおいて、令和6年度までを集中取組期間と位置づけ、都道府県に、施設地域分散化や里親委託の加速化プランを毎年提出することを求めています。

これは、現在の3歳未満についてはおおむね5年以内に、それ以外の未就学児については、おおむね7年以内に里親委託率を75%以上にす。そして、学童期以降の子供たちは、おおむね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現とするとした、当初の計画以上に加速化することが求められているのです。

私には、この数字は現場の苦悩を知らない官僚の方々が、地方に無理強いしているとしか考

えられず、確かに海外での里親委託率は高いのですが、国内の福祉の現状、子供たちが養育されている現状を全く見ていない数字にしか映りません。

そこで、本県における里親の養成状況と里親委託率の推移を、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長(重黒木 清君)** 里親登録数は増加傾向にありまして、令和3年度は138世帯となっております。

一方、令和3年度に虐待等で社会的な養護を必要とする児童431人のうち、里親やファミリーホームに委託された児童は46人となっており、里親等委託率は10.7%となっております。

県では、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、令和6年度に里親等委託率を27.3%とする目標を掲げているところでありますが、里親委託は進んでいない状況にあります。

その要因としましては、実の親の同意が得られにくいことや、虐待等の複雑な問題を抱えている子供と里親とのマッチングは慎重に進める必要があることに加え、本県では、他県と比べ児童養護施設での養育環境が充実していることも大きな要因として考えられます。

**○図師博規議員** すばらしいと思います。国が押しつける75%だ50%だを委託する、里親に預けなさいという数字は、全く現実的ではないんです。

今、部長がおっしゃったように、本県は児童養護施設における養育環境もすばらしいものがあります。否定されるものではありませんし、県は現実的な目標の設定をされていると、私は評価いたします。

続きまして、里親養成に関してですが、県は

その里親養成をすること、その実践をNPO法人に委託されています。

里親養成の取組について、具体的にはどのようなプログラムなのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 里親には、社会的養護の担い手として、様々な事情で自分の家庭で生活できない子供たちを、愛情を持って温かい家庭の中で養育することが求められます。

このため、里親に登録されるには、制度を正しく理解するとともに、子供の年齢、性別、特徴など様々なケースに対応できるよう、養育力を高めるための研修を受講する必要があります。県では、子供の権利擁護や発達心理学等に関する講義のほか、養育技術に関する実習など、計6日間程度の研修を実施しております。

また、登録後は5年ごとの更新研修が義務づけられておりますが、これに加えて今年度からは、全ての里親を対象にしたスキルアップ研修を県内3か所の児童相談所で毎年開催することで、里親家庭での円滑な養育が実現できるよう支援しているところであります。

**○図師博規議員** さらなる拡充を期待しております。

それでは次に、里親委託後に生じるひずみについて伺います。

読売新聞の調査によりますと、里親委託後に、里親と子供の関係悪化が原因で委託解除される、いわゆる「里親不調」が増加しており、2019年から2020年に里親不調として委託解除された子供たちは、全体の20%にも上ると報告されています。

生みの親からの虐待などで関係が築けず、心に傷を負った子供たちが、育ての親となる里親

とも関係が築けないことになった場合、その心の傷の深さは計り知れません。

だからこそ、里親育成と委託時における細心の配慮は何をおいても不可欠で、単に年次を決めてその数字だけ、委託率を上げることだけを達成すればよいものでは決してないのです。

そこで、本県における里親不調がどれほどあるのか、また里親委託解除となった経緯の主なものを、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 里親と子供の関係悪化など、不調が原因で委託を解除した割合につきましては、件数が少なく、個人が特定される可能性もありますことから、公表しておりませんが、解除に至った経緯としましては、子供の特性や病気に対応できなかったケースや、里親によるネグレクトが発覚したケースなどがあります。

家庭的環境の中で愛着形成が必要な子供にとって、里親制度は欠かせないものであり、不調に至らないよう、県としましては、引き続き、里親研修の充実に取り組むとともに、里親家庭への定期訪問や子供への個別面談を通じたフォローアップに取り組み、安心して里親家庭で養育できる環境づくりを積極的に進めてまいります。

**○図師博規議員** 本県におきましては、里親不調の件数は少ないというものの、答弁にありました里親のネグレクトがあるということに、非常に驚きを隠せないところであります。

それでは次に、ひきこもり支援について伺ってまいります。

県は、精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を開設し、ひきこもり世帯の相談と具体的支援に当たられています。

まず、最近のひきこもり地域支援センターの

対応件数と、その支援対象の主な状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） まず、ひきこもり地域支援センターにおける対応件数の推移につきましては、延べ件数で、令和元年度が1,135件、令和2年度が1,363件、令和3年度が1,606件と増加しております。

次に、支援対象者の状況につきましては、令和3年度に支援を行った148名の内訳を見ますと、年代別では、20代が約4割を占め最も多く、次いで30代、40代の順となっております。居住地につきましては、宮崎市が約5割を占め最も多く、次いで都城市、日南市の順となっております。また、性別につきましては、男性の方が多く、約8割を占めております。

○凶師博規議員 年代では20代が4割、そして性別では男性が8割という報告でありました。

ここに、ひきこもり地域支援センターに寄せられた県民の方の声があります。

「ひきこもり状態で、精神疾患の疑いがある身内の相談をしたところ、治療を優先するためセンターの支援対象外と言われた」ということです。「ひきこもりの原因は何らかの精神的要因を併せ持っているケースが多いはずで、疑いも含めて精神疾患の人は支援対象外というのは、支援センターの役割を果たしていないのではないか」という旨の内容です。私も全く同感です。

この意見に対し、ひきこもり地域支援センターからの回答は、「精神疾患で医療機関に通院中の方は、治療を優先していただいております。センターは、病院やクリニックのように、お薬を処方するなどの治療はできないので、具体的支援の対象外となります。何らかの精神疾患がベースのひきこもり状態だと考えられる場

合は、医療機関を勧めています」とのことでした。

ひきこもりの方は、その状態になるまで過度のストレスや不安を抱えられ、精神的に病んでいらっしゃると思うことは当然のことで、病んでいる状態だから支援の対象外とすることは、センターの存在意義が小さいものになってしまうのではないかと考えます。

では実際に、精神疾患がベースのひきこもり状態だと考えられる方を支援の対象外としてきた実態がどれほどあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） ひきこもりに至った経緯は様々であるため、ひきこもり地域支援センターにおきましては、まずは相談者からのお話をしっかりと聞き出した上で、当事者の状況に応じた適切な支援を行うよう努めているところであります。

精神疾患のある方や疑いのある方からの相談につきましては、コーディネーターが、ひきこもりの状況の改善のためには、まずは治療が優先されると判断した場合や、判断が難しい場合には、センターの精神科医からの助言に基づき、医療機関の受診をお勧めするケースもございます。

今後とも、相談者の声にしっかりと耳を傾け、抱えておられる不安や悩みを少しでも軽減できるよう、より一層丁寧な対応に努めてまいります。

○凶師博規議員 利用者の方は、電話で1回相談を受けてもらうだけでは、支援を受けたとは思っていないんです。そこから医療機関を紹介するというところまでつなげていただきたい。

現在、精神科の初診の予約は大変取りにくくて、どの医療機関も大体2～3か月待ちの状態

です。家族が受診予約できたとしても、診察や治療を待つ間に、さらにひきこもりの状態が悪化することは明らかです。百歩譲って、このひきこもり地域支援センターが、相談された方に精神疾患の疑いがあり、センターとして具体的な支援ができないとしても、せめて医療機関の紹介、もしくは県病院の精神医療センターへつなげるぐらいのサービスまではあっていいかと思いますが、福祉保健部長、お考えはいかがでしょうか。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** ひきこもり地域支援センターでは、より専門的な支援を行うため、各分野の専門家で構成する多職種連携チームを設置しており、必要に応じて、精神科医による医学的観点からの助言も受けながら、支援を行っているところであります。

また、御本人の希望に応じて、予約状況を確認した上で医療機関の情報を提供するほか、御自身での病状の説明に不安のある方などにつきましては、受診先の医療機関に対し、事前に御本人に代わって説明を行うなど、必要な医療につなげるための取組を行っているところであります。

**○凶師博規議員** もちろんケース・バイ・ケースの対応になるので、今のような、医療機関にセンター長から事前に症状の説明をしていただくということは、非常にきめ細やかでよろしいかと思えます。

それでは、年間1,600件以上ある相談件数のうち、ひきこもり状態が改善された件数は何件あるのでしょうか。その改善内容も含めて、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 昨年度、ひきこもり地域支援センターが相談を受けた、ひきこもりの方の実人数は148人です。この

うち、支援が終了した方は合計18人です。

その内訳としましては、一般企業へ就労された方が9人、また、生活保護受給を開始したことで福祉事務所や地域での支援機関につながった方が3人、医療機関への定期的な通院につなげることができた方が2人、その他、本人や御家族の意向により支援を終えられた方が4人となっております。

**○凶師博規議員** 実人数148名のうち、9名の方が就労までつながった。すばらしいことだと思いますが、まだまだ救い切れていない、状態改善ができていない方がいらっしゃいます。

ひきこもり地域支援センターには、臨床心理士が1名常勤、会計年度任用職員で精神保健福祉士、保健師、看護師ら5人が勤務されています。そして、ひきこもり地域支援センターのセンター長は、精神保健福祉センター長と兼務でございます。

何が言いたいのか、慢性的な人材不足です。やはりこの1,600件を超える相談を5人、6人で対応して結果を出しなさいというのは、本当に無理な話だと私は思います。現場の方々が必死で支援に当たっているという状況も、よくよく知っております。

ひきこもり支援は、当事者及び御家族と信頼関係を築くために、膨大な時間と労力が必要となります。ひきこもり地域支援センターには、電話対応だけの相談機関ではなく、具体的支援をより多く実践し、成果を出してほしいのです。

では次に、そのセンター機能を補完するであろう、県が独自に取り組むひきこもりサポーター養成事業について伺います。

昨年度から養成が始まった、このひきこもり

サポーターですが、その養成内容と活動実績について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 県では、ひきこもりの方や御家族を孤立させない地域社会づくりを進めるため、昨年度から、ひきこもりサポーター養成研修を開始したところであります。

この研修には、民生委員・児童委員をはじめ、ひきこもりに関心のある方々に参加いただき、本県の現状や支援のポイントなどを学んでいただくとともに、ひきこもり経験者からの講演もお聞きいただき、77名の方々にサポーターとして登録いただきました。

具体的な活動は今年度からスタートしており、サポーターの方には、市町村が設置した、ひきこもりの方のための居場所における見守り活動や、家族会の活動に御協力いただいております。

今年度も同様の研修を予定しておりまして、この取組を通して、身近な地域でのサポート体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** ひきこもりサポーターの方々には、まだスタートされたばかりではありますが、今後さらに専門性を高めていただき、ひきこもり世帯への定期訪問や、ひきこもり地域支援センターとの連携活動をするなり、ひきこもり世帯に寄り添う活動が展開されることを期待しております。

では次に、不登校生の支援について伺ってまいります。

本県の小・中・高校の不登校生は増加傾向で、これに高等学校の中途退学者を合わせると、毎年多くの児童生徒が学校での居場所をなくしています。

国もようやく教育機会確保法の中で教育の多様性を認め、フリースクールや夜間中学、そして不登校特例校などの整備も推奨を始めました。

今回は、県教育委員会が直接対応すべき高等学校の不登校について伺います。

まず、高等学校における不登校生徒及び退学者の現状とその理由について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県の県立高校における、年間の欠席日数が30日以上、いわゆる不登校とされる生徒の数は、国の調査によりますと、平成30年度304人、令和元年度243人、令和2年度249人となっております。その理由といたしましては、様々な要因が複合しておりますが、無気力・不安が多くを占めております。なお、令和2年度の不登校の生徒249人のうち、90日以上欠席している者は35人となっております。

次に、中途退学の現状であります。同じく国の調査によりますと、平成30年度332人、令和元年度203人、令和2年度204人となっております。その理由は、やはり様々でありまして、学校生活・学業への不適応や進路変更が多くを占めているところであります。

**○図師博規議員** 今の教育長の御答弁は、あくまでも県立の高等学校の数字でありまして、私立学校を加えますと、この数字にさらに3桁の数が乗ってきます。

先日、文教警察企業常任委員会で、宮崎市が実施しております子どもの居場所づくり事業、通称「コラッジョ」というところを視察してまいりました。これは多分、県教育委員会の方々も視察に行かれたと聞いております。

このコラッジョは、教員のOBが5名とボラ

ンティアの大学生らで、常時その方々のうち3名がその場所にはいらっしやって、学習支援・学習指導を中心とした不登校の支援、居場所づくりの活動を実践しておられます。

ここに、高校生も毎年20数名が登録し、通学しているとの説明を受けてきたところです。県は、ここにどのような高校生の方々が通われているのか、状況を把握しておられるのでしょうか。教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本施設は、生活保護受給世帯や生活困窮世帯等の中学・高校生等を対象に、学校や家庭以外の居場所を提供し、学習支援や進路相談を行うことで、高校進学及び高校の中途退学を防止することを目的とし、宮崎市において設置された施設であります。

現在、コラッジョを利用している高校生は25人でありまして、中には私立学校の生徒もおります。これらの生徒のほとんどが定時制や通信制課程に在籍しており、いずれも不登校の状況にはなく、日々の学習の補助や居場所として利用していると聞いております。

**○凶師博規議員** 現在、このコラッジョを利用する高校生は、定時制や通信制高校に通いながら、学力向上のために利用している生徒であって、不登校生の利用はないとの答弁でしたが、では、なぜ不登校生の利用がないのか、その理由はどこにあるのか。

それは、ここに通学する中学生は、在籍学校の登校扱いになるにもかかわらず、高校生は登校扱いにならないということが挙げられます。

平成31年度から、不登校状態にある中学生がコラッジョでの指導を受ける場合も、指導要領上の出席扱いとすることとなり、コラッジョへの登校状況は、毎月出席カードで在籍する中学校に報告されています。

「学習指導体制が整っているにもかかわらず、なぜ高校生は登校扱いにならないのか」とコラッジョの統括責任者に聞いたところ、「それは県教育委員会が認可しないからです」という返事をいただいたところです。

では、なぜ登校扱いになっていないのか、どうすれば、このコラッジョに通う、もしくはこれからコラッジョ以外にもフリースクールをさらに充実させようというところが県内にたくさんあります。そういうところに通う高校生が出席扱いになるには、どういう取組が必要なんでしょうか、教育長いかがでしょうか。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 文部科学省の通知によりますと、高校生がフリースクールに通った場合、出席扱いとすることができる要件としまして、保護者と学校間、さらには県教育委員会との十分な連携・協力関係などが保たれていることや、不登校生徒の将来的な社会的自立を助ける上で、有効かつ適切であることなどが示されております。

しかしながら、この場合の出席扱いは、在籍校における授業への出席とは異なるものとされておりまして、進級・卒業の認定に当たっては、そもそも当該校での履修、つまり授業への出席が必要となっております。

不登校生徒への対応につきましては、現在、国において支援の在り方が検討されていることから、今後その動向を注視しつつ、研究してまいります。

**○凶師博規議員** 今の答弁、非常に矛盾を感じます。高校生がフリースクールに通った場合、出席扱いにできる要件はあるものの、それは進級・卒業につながらない。これは矛盾を感じませんか、教育長。今の答弁、私はもう本当に全然納得できません。

じゃあ、フリースクールに通ったときに、出席扱いになるものの、それが進級につながらない、ましてや卒業にもつながらないということは、そこに通いつつ、遅かれ早かれいずれ退学しなさいと言っているのと同じじゃないですか。

出席扱いにするんだったら進級も、そしてそこで試験も受けられる、そういうような体制整備が必要で、もちろん国の方針を待つというのにも必要かもしれませんが、私は県独自、宮崎モデルで、不登校の子供たちも、退学した子供たちも救う場所づくりというのをぜひ展開していただきたいと切に要望いたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。(拍手)

○中野一則議長 以上で一般質問は終わりました。

---

○中野一則議長 次に、今回提案されました議案第1号から第23号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

---

◎ 議案第17号から第23号まで採決

○中野一則議長 まず、人事委員会委員及び土地利用審査会委員の選任または任命の同意についての議案第17号から第23号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第17号から第23号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第16号まで及び請願委員会付託

○中野一則議長 次に、議案第1号から第16号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日14日から21日までは、常任委員会、特別委員会などのため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時54分散会

